

第1号議案

平成29年度関西広域連合一般会計予算の件

平成29年度関西広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,090,890千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成29年3月5日提出

関西広域連合長 井戸敏三

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 1,263,882
	1 負担金	1,263,882
2 使用料及び手数料		119,371
	1 手数料	119,371
3 国庫支出金		665,818
	1 国庫支出金	665,818
4 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
5 寄付金		1
	1 寄付金	1
6 繰入金		21,484
	1 基金繰入金	21,484
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		20,332
	1 預金利子	1
	2 雑収入	20,331
歳入合計		2,090,890

歳出

款	項	金額
1 議会費		千円 16,382
	1 議会費	16,382
2 総務費		382,583
	1 企画管理費	381,566
	2 選挙費	164
	3 監査委員費	853
3 広域防災費		22,771
	1 広域防災費	22,771
4 広域観光・文化・スポーツ振興費		107,084
	1 広域観光・文化振興費	98,286
	2 広域スポーツ振興費	8,798
5 広域産業振興費		49,170
	1 広域産業振興費	41,182
	2 広域農林水産振興費	7,988
6 広域医療費		1,316,395
	1 広域医療費	1,316,395
7 広域環境保全費		47,901
	1 広域環境保全費	47,901
8 資格試験・免許費		139,305
	1 資格試験・免許費	139,305
9 広域職員研修費		4,298
	1 広域職員研修費	4,298
10 公債費		1
	1 公債費	1
11 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出合計		2,090,890

第2号議案

平成28年度関西広域連合一般会計補正予算（第3号）の件

平成28年度関西広域連合一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ27,429千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,911,822千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月5日提出

関西広域連合長 井戸敏三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円	千円	千円
		1,065,158	10,599	1,075,757
	1 負担金	1,065,158	10,599	1,075,757
3 国庫支出金		548,579	16,820	565,399
	1 国庫支出金	548,579	16,820	565,399
9 財産収入		0	10	10
	1 財産運用収入	0	10	10
歳入合計		1,884,393	27,429	1,911,822

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円	千円	千円
		397,491	△3,516	393,975
	1 総務管理費	310,591	△3,516	307,075
3 広域防災費		21,604	△655	20,949
	1 広域防災費	21,604	△655	20,949
4 広域観光・文化振興費		62,352	△2,297	60,055
	1 広域観光・文化振興費	57,789	△2,038	55,751
	2 広域スポーツ振興費	4,563	△259	4,304
5 広域産業振興費		50,207	△4,888	45,319
	1 広域産業振興費	41,182	△3,418	37,764
	2 農林水産振興費	9,025	△1,470	7,555
6 広域医療費		1,106,284	41,878	1,148,162
	1 広域医療費	1,106,284	41,878	1,148,162

第2号議案

7 広域環境保全費		41,394	△2,375	39,019
	1 広域環境保全費	41,394	△2,375	39,019
8 資格試験・免許費		180,880	10	180,890
	1 資格試験・免許費	180,880	10	180,890
9 広域職員研修費		4,286	△728	3,558
	1 広域職員研修費	4,286	△728	3,558
歳出合計		1,884,393	27,429	1,911,822

第3号議案

関西広域連合資格試験等基金条例の一部を改正する条例制定の件

関西広域連合資格試験等基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月5日提出

関西広域連合長 井戸敏三

関西広域連合条例第 号

関西広域連合資格試験等基金条例の一部を改正する条例

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(処分の特例)

- 2 当分の間、基金は、第6条の規定にかかわらず、第1条の資格試験以外の資格試験の実施及び当該資格に係る免許の交付等の事務に関する事前の検討に当たり、当該事務に関し将来的に剰余金が生じることが見込まれる場合には、当該事務に要する経費の財源に充てるため、処分することができる。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

第4号議案

関西広域連合広域計画変更の件

関西広域連合広域計画の全部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7第3項の規定により、議決を求める。

平成29年3月5日提出

関西広域連合長 井戸敏三

関西広域連合広域計画の全部を次のとおり変更する。

第1 はじめに

1 設立からの経緯及び第3期広域計画の策定の趣旨

(1) 設立からの経緯

関西広域連合（以下、「広域連合」という。）は、制度疲労を起こしている現在の中央集権体制を打破し、自ら政策の優先順位を決定・実行できる個性豊かで活力に満ちた関西を創り上げていくために、志を同じくする滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県の2府5県により平成22年12月に設立された。平成24年8月には、関西圏の4政令市（以下、「構成指定都市」という。）すべてが加入し、さらに、平成27年12月には奈良県が加入したことにより、広域行政体として権能・事業執行力がより一層充実された。（以下、2府6県4政令市を「構成団体」という。）

これにより、関西全体の広域行政を担う責任主体の枠組みが確立され、国出先機関の事務・権限の受け皿として国と地方の二重行政の解消に取り組み、関西全体としてスリムで効率的な行政体制へ転換し、関西が全国に先駆けて地方分権の突破口を開きリードしていくことを目指す体制が構築・強化された。

(2) 第3期広域計画の策定の趣旨

広域連合では、関西全体の広域行政を担う責任主体づくりとして取り組むことを決定した広域防災をはじめ7分野の広域事務について、必要に応じてその拡充を図りながら、積極的な取組を進めてきた。東日本大震災発災時のカウンターパート方式による被災地支援、広域連合管内全域を二重にカバーするドクターヘリの運用等着実な成果をあげてきた。しかし、一方では、感染症対策に係る情報共有や連絡体制の強化等、分野をまたぐ広域課題も発生してきている。

また、政策の企画調整等についても「広域インフラのあり方」等継続的・計画的に取り組むべき重要な課題に対しては、組織的に対応してきたほか、「援助・配慮マーク」についての取組等、広域連合委員会の場を活用した構成団体間の共通課題の調整にも、積極的に取り組んできた。

一方、地方分権改革については、国の出先機関の‘丸ごと’移管について継続して国に要請を行ってきたが未だ実現には至っておらず、国の事務・権限の移譲については国が創設した「地方分権改革に関する提案募集制度」を活用し広域連合に相応しい大括りの提案を行っているが事務・権限の移譲には至っていない。

このような取組の積み重ねや、少子高齢が進展し人口減少社会を迎えた現在の状況を踏まえ、広域連合では今後の3年間、以下の考え方に基づき、取組を積極的に進める。

ア 広域事務

引き続き7つの広域事務に積極的に取り組むとともに、分野をまたぐ広域課題に対しても、

分野間連携等により積極的に対応していく。また、東京一極集中を是正し、関西圏域の活力を取り戻すために策定した「関西創生戦略」について、構成団体と一丸となって積極的に取り組む。

イ 政策の企画調整等

構成団体の連携・協働により大きな効果を発揮する施策等について、広域連合委員会で合意形成を図った上で、積極的に取り組む。特に、琵琶湖・淀川流域対策について先駆的な取組を拡充するほか、広域インフラのあり方の検討やイノベーションの推進についても引き続きその推進を図る。

ウ 分権型社会の実現

地方分権改革が進展を見ない中、関西に政治、行政、経済、文化等のもう一つの核の形成を目指す「国土の双眼構造の実現」並びに国出先機関の移管、国の事務・権限の移譲及び広域行政のあり方検討を柱とし、分権型社会の実現を目指して積極的な取組を展開する。

2 広域計画の期間及び対象区域

(1) 期間

広域計画の期間は、平成29年度から平成31年度までの3年間とし、計画期間の満了年度に改定する。

ただし、広域連合長が必要と認めた場合は、随時改定する。

(2) 対象区域

広域計画の対象となる区域は、構成団体の区域とする。

【域内の概要】

人口：2,205万人（全国の17%）「平成27年国勢調査」
面積：35,005km²（全国の9%）「平成27年全国都道府県面積調」
総生産：841,496億円（全国の17%）「平成25年度県民経済計算」

第2 広域連合が目指すべき関西の将来像

1 基本的な考え方

少子高齢が進展し人口減少社会を迎えた今日、人や企業が首都圏に集中する状況を放置すれば、地方の産業やにぎわいの衰退を招き、国全体では、災害等の危機に対する脆弱性が増すばかりか、没個性化した地域社会、人と人とのつながりの希薄化等、様々な弊害が発生する。多様な地域特性を持つ関西が中心となり、東京一極集中の是正を図り、その克服を目指さなければならない。

関西は、世界的に価値のある歴史・文化遺産、高等教育機関の集積、科学技術基盤に恵まれるとともに、文化庁の全面的な移転も決まるなど、国土の双眼構造の一翼を担うのに相応しい圏域である。

また、都市と農村が近接し両者の魅力を同時に享受できるという地域特性、阪神・淡路大震災の経験も経て育まれた共助や自主独立の高い意識、環境問題への先進的な取組といった関西の強みを最大限活かし、国内外の圏域に対して優位性を高め、関西への人の流れをつくり、地域全体の発展につなげることも可能である。

さらには、歴史的・経済的にアジアとの結びつきが強く、国際拠点空港や、国際戦略港湾、日本海側拠点港をはじめとする港湾が存在するなど交通・物流基盤が充実しており、アジアとの窓口が開かれている。

このような関西が持つ強みを活かし、広域連合が目指すべき将来像の基本的な考え方として次の3点を定め、これらが実現した圏域としての関西の創造を目指す。

(1) 国土の双眼構造を実現し、分権型社会を先導する関西

首都直下地震に対する備え、東京一極集中による地方の疲弊に対応し、国民の不安の払拭、国民が求める成長、豊かな社会の実現を目指していくためには、我が国の統治構造を中央集権ではなく、自立分権型に変えていくことが不可欠であり、東京から関西への拠点分散化を実現し、国土の双眼構造への転換を図るとともに、他地域に先駆けて分権型統治手法を実践している関西が分権型社会を先導することが必要である。

そのため、関西での首都機能バックアップ、中央省庁や研究機関、研修機関等首都機能の平時からの分散、首都圏とのインフラ格差の是正を、経済界とも一体となって強力に推進するとともに、東京一極集中を打破し、関西と関東の双方に政治、行政、経済、文化等の核が存在する国土の双眼構造への転換を推進する。

また、国の出先機関の‘丸ごと’移管をはじめとした国からの事務・権限の移譲を積極的に求め、政策の優先順位を自ら決定・実行できる自主・自立の関西の実現を目指す。

(2) 個性や強みを活かして、人の環流を生み出し、地域全体が発展する関西

人口減少に伴う課題を克服するためには、高次都市機能を集積するだけでなく、周辺農村部等の文化や自然、農林水産業等、各地の多様な資源や地場の営みを守り高めることが重要である。さらに、都市、農村それぞれが相互に恩恵を享受するとともに、安全・安心な地域づくりや環境問題へ積極的に対応してきたノウハウ等を十分に活用することも重要である。これらの取組により、各地域の魅力を高め、「人の環流」を生み出し、地域全体が発展する関西を創造する。

(3) アジアのハブ機能を担う新首都・関西

国際的な地域間競争を勝ち抜くため、大学・研究機関等の連携による産業クラスターの形成や価値のある歴史・文化遺産、多様な地域資源等を結びつけた観光ルートの設定等、“人”をひきつける関西の魅力に一層磨きをかけ、「はなやか関西」をコア・コンセプトとする関西ブランドをオール関西で世界へ発信するとともに、これらを支える基盤を構築することにより、ハード・ソフト両面におけるアジアのハブ機能を担う関西を創造する。

2 将来像

基本的な考え方に基づき、以下のとおり、内に向けての関西地域内の均衡ある地域形成を目指して定めた将来像から、また、外に向けての関西が国際的な地域間競争に勝ち抜くことを目指して定めた将来像まで、6つの将来像を設定し、その実現を目指して、構成団体一丸となり取り組む。

1 危機に強く、防災・減災のモデルとなる関西

関西の防災に係る資源を活用し、そのネットワーク化を図ることにより、関西全体の安全・安心を向上させ、国内のみならず世界の防災・減災モデル“関西”を目指す。

2 医療における安全・安心ネットワークが確立された関西

関西の各地域の医療資源の有機的な連携により、特にドクターヘリ等救急医療面で多重的なセーフティーネットを構築し、安全・安心の医療圏“関西”を目指す。

3 国内外にわたる観光・文化・スポーツの交流拠点関西

世界に誇る観光資源や歴史文化遺産、スポーツ施設を活かし、さらに魅力を高めながら情報発信を行うとともに、関西に移転する新・文化庁とも連携して積極的に関西・日本を元気にする新しい取組を展開し、国内だけでなく海外との地域間競争に打ち勝つ国際観光・文化・スポーツ圏

“関西”を目指す。

4 世界に開かれた経済拠点関西

グローバル化が進展する中で地域間競争に打ち勝つため、関西の各地域の強みを束ね、関西全体で「人・モノ・情報」の流動化を図り、世界に開かれた西日本の経済拠点“関西”を目指す。

5 地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西

都市と自然の魅力が同時に享受できる関西の地域特性や高度に集積する環境関連産業のポテンシャルを基盤として、省エネや資源循環の推進及び再生可能エネルギーの導入促進等、地球温暖化対策をはじめとする環境問題への対応を先導し、環境先進地域“関西”を目指す。

6 人やモノの交流を支える基盤を有するアジアの交流拠点関西

経済、環境、医療、観光等における関西の魅力を活かして人が集い、また、港湾や高速道路等の一体的な管理運営による物流コストの低減にも配慮した新しい社会基盤を構築し、人やモノの交流を支える基盤を有するアジアの交流拠点“関西”を目指す。

3 将来像実現に向けた広域連合の役割

広域連合は、①分権型社会の実現、②関西全体の広域行政を担う責任主体づくり、③国の事務・権限の受け皿づくりを目的に設立された団体である。

このような設立目的を踏まえ、現在の中央集権体制を打破し、政策の優先順位を自ら決定・実行できる個性豊かで活力に満ちた自主・自立の関西を創り上げていくことを目指し、将来像の実現のため、関西で一元的に対応することが望ましい事務・権限を精査の上、国からの事務・権限の移譲等、地方分権改革の推進に取り組むとともに、広域課題への対応の更なる深化を図る。

また、将来像の実現には、地方創生の更なる深化が重要であることから、広域連合は構成団体の取組との整合性を図りながら、積極的に連携し、「関西創生戦略」の実現に向けて取り組む。

さらに、そのような取組のみならず、広域連合、国や構成団体、圏域内の市町村、経済界やNPO、住民といったあらゆる主体の総力の結集が必要である。そのため、広域連合は関係者に対し、将来像とその実現に向けた行程を提示・共有した上で、様々な事業・施策を効果的に結びつけ、積極的に連携・協働を図り、課題解決の先導的役割を果たすことで、関西における広域行政の責任主体としてリーダーシップを発揮していく。

第3 第2期広域計画（H26～28）の取組の総括

広域連合は、7つの広域事務（広域防災、広域観光・文化・スポーツ振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全、資格試験・免許等、広域職員研修）を実施するとともに、関西における広域的な課題にも構成団体一丸となって取り組んできた。

また、国に対し、国出先機関の事務・権限の移譲を継続して求めるとともに、平成26年から国において実施された地方分権改革に関する提案募集制度を活用し、広域行政の責任主体に相応しい事務・権限の国からの移譲について提案を行うなど、地方分権改革の推進に取り組んできた。

1 広域事務

7つの広域事務については、各分野別計画に基づき積極的に取組を進めるとともに、平成27年9月に広域観光・文化振興局にスポーツ部を設置し、広域観光・文化・スポーツ振興局に改組するなど、分野事務の拡充も図ってきた。

なお、各分野では、広域計画に重点方針を定めており、設定した目標は概ね達成しているが、広域防災分野では新型インフルエンザ等の新たな訓練の実施について、広域医療局と連携した会議の

実施にとどめたこと、広域観光分野では「関西限定通訳案内士（仮称）」の創設について、国の検討の方向性を見極める必要があったこと等、一部の分野で目標を達成できなかった項目もあった。

一方、防災分野と医療分野（感染症対策に係る情報共有や連絡体制の確認）、観光分野と産業分野（観光トッププロモーションと連携した関西の産業ポテンシャルの発信等）等、分野をまたがる広域課題に対して、分野同士が連携して対応している事例が発生しており、相乗効果が期待できる取組については、今後さらに分野間連携を進める必要がある。

基本方向や可能性を検討するとされていた大学間連携等の高度人材育成・確保策については、十分な検討が行われていないため引き続き検討が必要である。公設試験研究機関の連携の強化については、工業系公設試験研究機関の連携は進んでいるが、それ以外は進んでいない。

また、連合議会から指摘された女性が活躍できる施策等、現在の7分野では対応困難な新たな課題についても、対応を検討する必要がある。

[各分野の3か年の主な取組]

(広域防災)

- 南海トラフ地震の大規模災害を想定し、発災直後から概ね1週間後までの、構成団体間の応援・受援の実施手順を整理し、シナリオ化した「南海トラフ地震応急対応マニュアル」を策定した。
- 平成28年熊本地震において、災害対策支援本部を設けるとともに、熊本県庁に現地支援本部を、益城町、大津町及び菊陽町に現地連絡所を設置し、益城町に支援チームを派遣したほか、避難所運営、窓口業務、家屋被害認定等の人的支援や物的支援を行った。また、鳥取県中部地震において、災害対策準備室を設置し、家屋被害認定等の人的支援や物的支援を行った。

(広域観光・文化・スポーツ振興)

- 海外トッププロモーションやKANSAI国際観光YEAR事業等を着実に推進するとともに、広域観光周遊ルート「美の伝説」の認定や関西国際観光推進本部の設立等、新たな事業展開に取り組んだ。
- 関西が一体となった文化振興と魅力発信を進めるため、「文化の道」事業や「関西文化の日」等を実施した。
- 広域連合として取り組むべきスポーツ振興施策を明確にし、ライフステージに応じたスポーツ活動を振興するため、関西が一体となった取組の方向性を示した「関西広域スポーツ振興ビジョン」を平成28年3月に策定した。

(広域産業振興)

- 民間主催の医療総合展「メディカル ジャパン」でのブース出展や大学等の研究成果と企業のマッチングのためのセミナー等を実施することで、関西の強みであるライフサイエンス分野のビジネスの場の創出を図った。
- 広域観光・文化・スポーツ振興局が実施するトッププロモーションと連携し、海外に関西の産業ポテンシャルの情報を発信するとともに、国内の大規模展示商談会に出展し、関西の優れた工業製品について、効率的・効果的なプロモーションを行った。
- 6次産業化や農商工連携の取組と連携し、構成団体が実施している農林漁業者と商工業者の交流会等のマッチング事業に府県域を越えて参加できるよう取り組んだ。
- エリア内産農林水産物の消費拡大を図るため、企業の社員食堂等で域内の食材を使った料理提供に協力頂く「おいしい！KANSAI応援企業」登録推進、学校栄養士等を対象とした関

西広域連合給食試食会の開催、府県域を越えた出前授業や直売所交流のマッチングに取り組んだ。

(広域医療)

- 平成27年度から京滋ドクターヘリが加わり、3府県ドクターヘリ、大阪府ドクターヘリ、徳島県ドクターヘリ、兵庫県ドクターヘリ、和歌山県ドクターヘリの連合管内6機体制を構築し、「30分以内での救急搬送体制」を確立した。
- 広域連合から危険ドラッグ撲滅に向けた国への提言を行い、薬事法が改正されるとともに、全ての構成団体において、薬物濫用防止条例の制定へと結び付けた。

(広域環境保全)

- 再生可能エネルギーの導入促進について、情報交換会を開催し、導入促進に関する課題や情報等の共有を図るとともに、ポータルサイトを開設し、支援制度等の情報を統一的に発信するなど、構成団体での効果的な施策の構築・実施を支援した。
- ニホンジカ対策では、森林生態系被害状況の把握、人材育成を主眼においたモデル地域の選定と計画策定及び試行的捕獲を実施、カワウ対策では、生息動向調査や被害状況調査等により生息数、被害状況等を把握するとともに、捕獲手法の開発検討を実施した。

(資格試験・免許等)

- 調理師、製菓衛生師、准看護師に係る試験・免許交付を一元的に実施し、事務執行の効率化と経費の縮減を実現した。

(広域職員研修)

- 政策立案研修及び団体連携型研修を実施し、幅広い視野を有する職員の養成及び業務執行能力の向上、構成団体間の相互理解や人脈づくりに寄与した。

2 政策の企画調整等

広域連合は、関西全体として取り組むべき事務を主体的に担う特別地方公共団体として、広域にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画及び調整に関する事務に対応してきた。

広域計画に記載し、継続的・計画的に取組を進めることとしたものについては、国への働きかけを行うなど、計画に沿った対応を行ってきたが、水素社会実現に向けた取組等、新たな課題も生じている。

また、「関西圏域の展望研究会」及び「琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会」を設置し、事務局機能を担いながら研究会活動に必要な関西圏域の基礎データの収集・分析を行うほか、近畿圏広域地方計画に対する意見発出等を行ってきた。

今後、こうした取組により蓄積された多様な人的ネットワーク基盤を有効に活用・継承していくことが課題となっている。

また、構成団体が取り組む援助・配慮が必要であることを示すマークによる運動と、援助・配慮を実践する運動について、広域連合で両者を合わせて普及・PRを行うこととするなど、広域連合委員会の場を活用した構成団体間の共通課題の調整にも取り組んだ。

(広域インフラのあり方)

- リニア中央新幹線の大阪までの全線同時開業を継続的に国に要望した。
- 北陸新幹線の一日も早い大阪までのフル規格での整備を継続的に国に要望するとともに、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム（北陸新幹線敦賀・大阪間整備検討委員会）に出席して意見表明を行った。

- 関西の主要港湾の現況調査をもとに、各主要港湾の機能強化の観点から、連携施策について今後の方向性を検討した。

(エネルギー政策の推進)

- 夏冬の電力ピーク時の電力需給検証を行うとともに、「家族でお出かけ節電キャンペーン」等の節電対策を推進した。その結果、電力需給ひっ迫が回避され、平成28年においては、特別な取組は不要となった。
- 再生可能エネルギーの導入促進等について、情報交換会を開催することで構成団体間の情報共有を図るとともに、ポータルサイトを開設し、国や構成団体等のエネルギー関連情報を発信した。また、再生可能エネルギー導入促進等について国に提案した。

(特区事業の展開)

- ライフサイエンス分野やバッテリー等のグリーン分野におけるイノベーション創出を目的とした「関西イノベーション国際戦略総合特区」については、全国7つの国際戦略総合特区のうち最多となる51プロジェクト92案件で税制優遇や財政支援等が認定された。
- 国家戦略特区については、大阪・兵庫・京都全域を対象とする関西圏と養父市が区域指定され、関西圏は26事業、養父市は20事業が認定された。

(イノベーションの推進)

- 健康・医療分野における産学官連携のプラットフォーム「関西健康・医療創生会議」を設立し、「医療情報」、「遠隔医療」、「少子高齢社会のまちづくり」、「認知症への対策」、「人材育成」の5つの分科会を立ち上げ、研究会やシンポジウムを実施した。
- 国家戦略特区における新たな措置として、5件（水素ガス及び革新的事業連携型での追加指定関連）を県市と共同で提案した。

(近畿圏広域地方計画への意見提出)

- 国の近畿圏広域地方計画の改定に際し、関西圏域の展望研究会報告書をもとに、広域連合として意見を提出した。

(関西創生戦略の策定)

- 「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）第9条第1項に基づき、東京への一極集中を是正し、地域課題の解決を図り、関西圏域の活力を取り戻すため、7つの広域事務等、各府県市単独では出来ない広域的な取組や、広域連合が連絡調整する方が効率的かつ効果的な取組を緊急的かつ集中的に展開することを目的に、「関西創生戦略」を策定した。

(ワールドマスターズゲームズ2021関西への支援)

- 「ワールドマスターズゲームズ2021関西」の成功及びスポーツツーリズムによる地域活性化を目指し、広域連合が中心となり、国・地方自治体、経済界・スポーツ関係団体等が参画する（一財）関西ワールドマスターズゲームズ2021組織委員会を設立した（平成26年12月）。

3 分権型社会の実現

(1) 「国土の双眼構造の実現」に向けた取組

経済界と一体となって、政府機関等の移転に向け取組を進め、文化庁の京都への全面的な移転及び「地域文化創生本部（仮称）」の設置、消費者庁「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」の徳島への開設、総務省統計局「統計データ利活用センター（仮称）」の和歌山への開設の決定を見たほか、首都機能バックアップ構造の実現、高速鉄道網の整備促進に向けた国等への要望活動に取り組むなど、「国土の双眼構造の実現」に向け、積極的に取組を進めてきた。

(2) 地方分権改革の推進

設立のねらいの一つである国の出先機関の‘丸ごと’移管については、連合設立以来、継続して国に対して要請を行ってきたものの、政権交代による政府の方針転換や、広域連合への移管のメリットを十分に提示できなかつたこと等の理由により未だ実現されていない。

また、国では地方分権改革に関する提案募集制度を平成26年度に創設し、地方の発意による地方分権改革を進めることとしたことから、府県域を越える行政課題に対応する広域連合に相応しい事務・権限の移譲について、大括りの提案を行ってきたが、事務・権限の移譲には至っていない。

第4 第3期広域計画（H29～31）の取組方針

1 基本方針

第2に定める「広域連合が目指すべき関西の将来像」の実現を目指し、この3年では、構成団体の協力の下、7つの「広域事務」及び官民連携、政策間連携、地域間連携等により「関西創生戦略」を推進し、広域事務の充実に取り組むとともに、「政策の企画調整等」に積極的に取り組む。その際には、府県域を越える広域的な事務について、構成団体、市町村との役割分担のもと取り組むこととする。

また、分権型社会を構築するため「国土の双眼構造の実現」に向けて取り組むとともに、関西全体の広域行政を担う責任主体として、自ら政策の優先順位を決定し実行できる関西の実現を目指し、「地方分権改革の推進」にも取り組む。

2 広域事務

(1) 基本的な考え方

広域で処理することによって住民生活や行政効果の向上又は効率的な執行が期待できる事務のほか、国からの権限移譲を受けることによって関西の広域的な課題を解決できる事務を広域連合で実施することを基本としつつ、国の事務・権限の移譲を受けることを念頭に置きながら、7つの広域事務に積極的に取り組む。

また、分野をまたぐ広域課題（文化行政と伝統産業、映像・アニメ等のコンテンツ、食、観光との連携、広域的スポーツツーリズムのプログラム創出における観光資源、文化資源との融合、災害医療体制の充実・強化等）等、分野間連携等により相乗効果が期待できる取組については、今後とも本部事務局と分野事務局あるいは分野事務局相互の緊密な連携を図りながら、積極的に対応していく。

特に、今回策定した「関西創生戦略」について、政策間連携等を図りながら構成団体と一丸となり、積極的に推進していく。

なお、現在の7分野では対応困難な広域課題については、広域連合と構成団体等との役割分担や広域連合で取り組む場合のメリット・デメリット等を十分精査し、基本方向や可能性を検討する。

(2) 各分野の取組

① 広域防災

今後30年以内の発生確率が70%程度とされる南海トラフ地震、発生頻度が増大し、激甚化している風水害等、関西における災害リスクは高まっている。また、国の行政機関等が一極集中する首都圏で発生が予想される首都直下地震が発生すれば、国の行政機能が低下し、関西への

十分な支援が期待できないケースも考えられる。

大規模広域災害に的確かつ機動的に対応するため、以下の重点方針に基づき、関西全体の防災力向上に取り組む。

また、阪神・淡路大震災への対応、東日本大震災、熊本地震、鳥取県中部地震等への支援実績等、関西が有する災害・危機管理に関する蓄積を活かし、防災から復興まで一連の災害対策を担う専門機関の創設や原子力防災に関する提案・申し入れ等、国における防災・危機管理体制の充実強化に向けた情報発信を積極的に行う。

〈重点方針〉

ア 大規模広域災害を想定した広域対応の推進

南海トラフ地震等に係る図上訓練、実働訓練、ワークショップ等を通じ、「関西広域応援・受援実施要綱」や「南海トラフ地震応急対応マニュアル」の実効性向上を図るとともに、住民の防災意識向上に取り組む。

被災者支援業務について、熊本地震等の経験をもとに体系的に整理するとともに、研修プログラム開発等を通じて圏域内の自治体における災害対応の標準化・共通化を進めることにより、応援・受援の円滑化・効率化を図る。

原子力災害に対しては、広域避難訓練等で得られた課題を検証し、「広域避難ガイドライン」の所要の見直しを行うことにより、原子力防災に関する更なる実効性の向上を目指す。

大規模災害（首都直下地震・南海トラフ地震）の発生に備え、九都県市と具体的な応援・受援の手順・手法等について検討を進める。

これらの取組を踏まえ、「関西防災・減災プラン」「関西広域応援・受援実施要綱」の不断の見直しを図る。

イ 災害時の物資供給の円滑化の推進

東日本大震災、熊本地震における物資供給の状況を踏まえ、民間事業者等との連携強化により「物資円滑供給システム」の実効性の確保を図るほか、具体的な基幹的物資拠点の運用手続きや運営方法等について、マニュアル作成に取り組む。

ウ 防災・減災事業の推進

「帰宅支援ガイドライン」に基づき、各自治体や企業等が取り組む帰宅困難者対策への支援を行うとともに、外国人観光客を含めた外来者に対する情報提供の仕組みを構築する。また、災害時帰宅支援ステーション事業の普及・啓発を図る。

また、新型インフルエンザや口蹄疫等のさまざまな危機事象に対応するため、他の分野局や関係機関との連携を図る。

引き続き、総合的・体系的な研修実施により、防災担当職員等の災害対応能力の向上を図るとともに、広域防災に関する諸課題に対応するための調査研究を行う。

【構成団体が行う事務】※当該広域事務に参加していない構成団体は除く（以下同様）

大規模広域災害時には、「関西防災・減災プラン」に基づき、救援物資の供給、応援職員の派遣、広域避難等について、応援・受援を行い、関西が一丸となって災害対応にあたる。

平常時には、広域連合が実施する訓練・研修への参画や住民への普及・啓発等、「関西防災・減災プラン」に定める防災・減災事業に取り組み、関西全体としての災害対応能力の向上を図る。

② 広域観光・文化・スポーツ振興

（観光振興）

関西には、1,000年を超える歴史・文化から、四季折々の素晴らしい多様な自然、さらに先端産業の集積まであり、あらゆる観光資源の宝庫となっている。いわば日本の魅力が凝縮された関西のこれらの強みを活かして、官民が一体となり、訪日外国人旅行者数2020年1,800万人を目指し、持てる力を結集して文化と観光を振興する。

このため、「関西国際観光推進本部」の体制を改組し、広域連携DMOとして設立する「関西観光本部」を中心に、「KANSAI」ブランドを海外に向けて戦略的に発信する取組を展開するとともに、あわせて、2019年から開催される大規模な国際スポーツイベントに向けた取組を推進するため、以下の重点方針に基づき取り組む。

〈重点方針〉

訪日外国人旅行者数1,800万人を目指して

世界における国際観光圏「KANSAI」ブランドの一層の浸透を図り、「アジアの文化観光首都」として関西への訪日外国人旅行者数1,800万人を目指す。

ア 多様な広域観光の展開による関西への誘客

関西の多彩な魅力をつなぐ広域観光周遊ルート「美の伝説」を、ターゲット国の嗜好に合わせて売り込むとともに、位置情報システム等の先端技術も活用した、食文化・エコツーリズム・ジオツーリズム・医療観光・産業観光等、関西の強みを活かした広域観光周遊ルートの造成や、大規模スポーツイベントと連動したスポーツツーリズムの取組等、都市と地方をつなぎ、外国人観光客の均整を図る多様な広域観光の展開により、関西への誘客を図る。

イ 戦略的なプロモーションの展開

東アジア・東南アジア・欧米豪等における海外観光プロモーションや、関西の認知向上に向けたデスティネーション・キャンペーンの展開、旅行会社と連携した海外旅行博や商談会でのセールス、また、香港・台湾・シンガポール等へのドライブツアーの売り込みやムスリム受入ファミトリップの実施等、訪日旅行者の増加・拡大を図るための戦略的なプロモーションを展開する。

ウ 外国人観光客の受入を拡大し、周遊力・滞在力を高める観光基盤の整備

外国人観光客の受入を拡大するため、宿泊施設不足の解消に向けたホテルの誘致や、関西の空の玄関口である関西国際空港への高速交通アクセスの向上、地方空港への国際線の誘致・クルーズ船受入の更なる拡充、ハラル認証への対応や祈祷室の設置等のムスリム旅行者対応の拡充等を推進する。

また、ドライブ旅行に必要なレンタカー利用環境の充実、ICT（AR等）を活用した案内表示の多言語対応、IC系交通パスの利用エリアや無料Wi-Fiのアクセスポイントの拡大によるシームレスな移動環境の整備等、周遊力、滞在力を高めるための基盤整備に取り組む。

エ 東京オリンピック・パラリンピック等を見据えた文化・スポーツ観光の展開

2019年の「ラグビーワールドカップ2019」、2020年の「東京2020オリンピック・パラリンピック」、2021年の「ワールドマスターズゲームズ2021関西」等、国際的なスポーツ大会の開催に向けて、世界遺産や日本遺産、無形文化遺産、ジオパーク、食文化や伝統産業、マンガ・アニメやアート、祭り等、関西の文化を活かした観光情報や、サイクリング、ウインタースポーツ等の各地で体験できるスポーツ情報の発信に努める。

また、「'17食博覧会・大阪」と連携した関西の食文化の発信を活かした、関西固有・発祥の食文化事業を展開するとともに、外国人観光客の偏在解消に向けた日本文化を体験できる旅館等に泊まるツアー造成を推進する。

オ 官民が一体となった広域連携DMOの取組の推進

広域連携DMOとして「関西観光本部」を設立し、「KANSAI ONE PASS」や「KANSAI Free Wi-Fi (Official)」等の観光基盤の一層の整備・拡充を図るほか、広域観光マーケティング戦略の策定や、観光人材の育成、効果的なプロモーション等、広域連合や経済界等の官民の取組を「関西観光本部」を通して実現する。

【構成団体が行う事務】

広域観光周遊ルート「美の伝説」における各地の観光資源の磨き上げや、構成団体が実施する海外観光プロモーションにおける関西のPRを行うとともに、案内標識等の多言語対応化、無料Wi-Fiアクセスポイント及び免税店の拡大等の外国人観光客受入環境の整備を進める。

（文化振興）

関西には、日本を代表する世界遺産や1,400年の歴史に裏打ちされた伝統芸能・祭礼から現代芸術に至るまで、国内外の多くの人々を魅了する文化資源が数多く存在する。「東京2020オリンピック・パラリンピック」や「ワールドマスターズゲームズ2021関西」等の開催は、関西文化の魅力、素晴らしさに触れ、歴史や自然等の多様な地域資源や日本文化の深い精神性を理解、体験してもらう絶好の機会であり、広域観光資源として関西への誘客を進めるためには、個別の文化資源の輝きを守る必要がある。これら国際的な注目や関西への文化庁の全面的移転を契機に、世界を視野に「アジアの文化観光首都」としての発展を目指すため、以下の重点方針に基づき取り組む。

〈重点方針〉

ア 関西文化の振興と国内外への魅力発信

関西文化の潜在能力の大きさを活かし、関西をさらに強く発展させるため、豊かな文化資源のプロデュースによる一体的・効果的な魅力発信を行い、これらの取組の積み重ねによるレガシーの創出に取り組む。

イ 連携交流による関西文化の一層の向上

関西にしかない文化芸術の価値を高め、人々を魅了し続ける関西文化プログラムを展開するために、構成団体間や官民の連携交流を通じて、文化観光や産業振興等の他分野への波及

も視野に入れた関西文化のブランド力向上に取り組む。

ウ 関西文化の次世代継承

関西文化の価値を再認識し文化力を底上げするため、構成団体における固有の施策も踏まえ、未来を担う若者や子どもたちへの関西文化の継承や発展・創造等に取り組む。

エ 情報発信・連携交流支援・人づくりを支えるプラットフォームの活用

関西文化の広域的な誘客効果を地域振興に波及させるため、行政や様々な分野の専門家、関係機関等の協働により、関西文化の振興策を検討・提案するプラットフォームとして設置した「はなやか関西・文化戦略会議」を活用する。

オ 東京オリンピック・パラリンピック等や文化庁の全面的移転決定を見据えた新たな関西文化の振興

「東京2020オリンピック・パラリンピック」等の国際スポーツイベントの開催を契機に、関西が持つ優れた文化資源や地域資源を活用し、関西に全面的に移転する文化庁をはじめ国とも連携して新たな関西文化の振興を図る。

【構成団体が行う事務】

文化振興指針『「文化首都・関西」ビジョン』の方向性を共有し、「情報発信」「連携交流支援」「人づくり」を支える仕組みへの参画等を通じて、広域的な視点から関西文化の振興に一体となって取り組む。また、各地域の個性あふれる歴史・文化資源の保存・継承等については、地域の個別実情も踏まえ、構成団体を中心に引き続き施策を進める。

(スポーツ振興)

「ワールドマスターズゲームズ2021関西」の開催決定を契機とする生涯スポーツの気運の高まりを継続的なものとするため、関西における生涯スポーツの振興による元気で活力のある健康長寿社会を実現し、スポーツツーリズムを通じた交流人口の拡大、定住促進等の地域の活性化を強力に進める必要がある。

このため、広域スポーツの振興について、「関西広域スポーツ振興ビジョン」を踏まえ、以下の重点方針に基づき取り組む。

〈重点方針〉

ア 「ワールドマスターズゲームズ2021関西」の開催支援

「ワールドマスターズゲームズ2021関西」の開催に向け、組織委員会及び構成団体等との連携により大会の気運を醸成し、生涯スポーツの裾野を広げる取組を支援するとともに、大会と連動した周遊ルートの検討等、スポーツツーリズムの推進を図る。

イ 「生涯スポーツ先進地域関西」の実現

地域スポーツ活動の支援をはじめ、子どものスポーツ障害予防の重要性を周知する事業や、防災や子育て等スポーツ以外の分野にスポーツをリンクさせた新しいイベントを開催すること等により、子どもや子育て層のスポーツ参加機会の拡充を図る。

また、関西マスターズスポーツフェスティバル等の開催支援により、中・高年のスポーツを振興するとともに、障害者のスポーツ参加の拡充や施設等のバリアフリー化の推進、さらには関西圏域でのスポーツに関する意識等についての実態調査や、ボランティア参加の環境整備等、地域のスポーツ振興に向けた広域的連携による支援に取り組む。

ウ 「スポーツの聖地関西」の実現

インバウンドの拡大が期待できる国際競技大会や事前合宿、他府県からの訪問者の拡大が期

待できる全国大会等の招致支援や、構成団体の特性を活かせる広域的なスポーツイベントを開催する。

また、構成団体が連携したアスリートの育成、スポーツ指導者情報の共有化、審判等養成講習会の共同開催等、スポーツ人材の育成を図るとともに、「ラグビーワールドカップ2019」、「東京2020オリンピック・パラリンピック」、「ワールドマスターズゲームズ2021関西」の開催による波及効果を最大化する取組を進め、国際競技大会等のレガシー（有形・無形の遺産）の創出を図り、市民レベルの国際交流にもつなげていく。

エ 「スポーツツーリズム先進地域関西」の実現

インバウンドをはじめとしたツーリズム対策の強化を目指し、関西に集積している観光資源及び文化資源を融合させた関西ブランドを理解・体験できるプログラム創出や、関西の強みである関西各地に多数ある聖地と称される各競技場を活用した広域的スポーツツーリズムのプログラム創出等を通して、広域観光・文化振興と連携した事業を展開する。

また、スポーツ関連組織とのネットワーク形成に向け、企業・行政・スポーツ選手・大学等研究機関と連携し、スポーツ関連産業の現状を把握するとともに、産業分野と融合したスポーツ振興方策等について検討を進める。

【構成団体が行う事務】

「関西広域スポーツ振興ビジョン」を共有し、「総合型地域スポーツクラブ等の活動支援」や「防災や子育て等スポーツ以外の分野にスポーツをリンクさせた新しいイベントの実施」等、各地域で開催する事業等について、広域連合の一員として地域の特性を踏まえた具体的な事業に取り組む。

③ 広域産業振興

（産業振興）

世界の産業の潮流を見ると、ビジネスや社会のあり方そのものを根底から揺るがす「第4次産業革命」とも呼ぶべき大変革が進みつつある。IoT・ビッグデータ・人工知能による変革は、従来にないスピードとインパクトで進むものと予想されることに加え、ロボットも、技術革新やビジネスモデルの変化に伴い進化しつつあり、あらためて産業界の注目を集めている。これらの動向を大企業のみならず、関西の中小企業は注視する必要がある。

一方、人口や経済機能、産業基盤の東京への更なる一極集中等を背景に関西産業の空洞化が進み関西の求心力低下が続いている。しかし、関西には、2,000万人超の人々が暮らし、その経済規模はインドネシアやオランダ等の国と比肩しうる域内総生産を誇る。また、成長が著しいアジア諸国とのつながりが強いという特徴もある。さらに伝統工芸品から最先端製品に至るものづくり産業や各種サービス産業等、多様な産業が集積するとともに、日本を代表する先端産業や大学・科学技術振興の拠点が立地し、空港、港湾、鉄道等の産業インフラ面でも国内有数の基盤が整備されているという強みがある。

こうした関西経済の特徴・ポテンシャルを最大限に活かし、「関西広域産業ビジョン2011」で示した将来像の実現を目標に、構成団体と一体的な取組を展開するとともに、関係機関とも適切な分担と密接な連携を行い、以下の重点方針に基づき取り組む。

〈重点方針〉

ア 世界の成長産業をリードするイノベーション創出環境・機能の強化

関西は、成長産業である環境・エネルギーやライフサイエンス関連産業において、厚みや高

い技術開発力を有し、地域に集積する大学・研究機関と連携しつつ、最先端のテクノロジーや知見等を用いて革新的な製品等の開発を目指している。こうした関西が強みを持つ成長産業分野において、各拠点間ネットワークの形成等イノベーションを創出するための環境整備や機能強化を通じ、ポテンシャルを最大限発揮し、国際的な研究開発拠点として、世界のセンター機能を果たす。

イ 高付加価値化による中堅・中小企業等の国際競争力の強化

関西が日本の成長を牽引するためには産業基盤の強化が必要であり、その中核をなす中堅・中小企業等の国際競争力の強化をはじめとした成長支援が極めて重要である。

そのため、関西産業の活力源である様々な業種やステージにある中堅・中小企業等に対し、構成団体の公設試験研究機関による技術支援や、アジアをはじめとする世界各地でのビジネス展開支援を行うとともに、規模は小さいものの優良な中小企業のビジネスモデルの事例を広げること、その成長を支援する。

ウ 「関西ブランド」の確立による地域経済の戦略的活性化

関西に持続的な経済発展をもたらすためには、強みや魅力を有する地域としてのイメージ、すなわち関西ブランドを確立し、認知されることにより、国内外から資金や人材を呼び込むことが重要である。

このため、関西のポテンシャルを活かして地域全体の魅力を高め、多くの人を呼び込むとともに、域内企業の他地域や海外への市場展開を拡大する必要がある。

ものづくりやコンテンツ分野への取組だけではなく、例えば、観光・文化とも相乗し、国内外においてプロモーションを展開することで、地域の活性化を推進する。

エ 企業の競争力を支える高度産業人材の確保・育成

前記3つの重点方針を推進する上で、高度産業人材の育成や確保は極めて重要であり、今直面している人口減少局面においては、企業にとって一層大きな課題となっている。関西においては、多数の高等教育機関等が立地し、留学生を含む多くの学生が集まっており、これらの教育機関と産業界の連携を促すことにより、市場ニーズに対応した高度産業人材の確保・育成を推進する。

【構成団体が行う事務】

「関西広域産業ビジョン2011」を共有し、広域連合の一員として一体的な取組を展開するとともに、各地域の特徴や実情を踏まえた事業や構成団体の区域内経済の活性化を目的とする事業は、引き続き構成団体が実施する。

(農林水産業振興)

農林水産業は、生産者所得の減少や不安定化、就業者の減少と高齢化、耕作放棄地の増加や森林の荒廃、漁獲量の減少といった多くの課題を抱える。

しかし一方で、関西は古くから日本の政治・文化の中心地として栄えてきたことに伴い、域内では特色ある多様な農林水産業が発展し、世界に誇る伝統ある食文化を支えてきた。また、豊かな自然に恵まれた中山間地域と大都市周辺の農山漁村で、それぞれ地域の特性を活かした第一次産業が営まれている。

こうしたメリットを活かし、農林水産業を関西の産業分野の一翼を担う競争力ある産業として育成・振興するため、「歴史と伝統ある関西の食文化を支える農林水産業」、「異業種と連携した

競争力ある農林水産業」、「都市と共生・交流する活力あふれる農林水産業・農山漁村」及び「多面的機能を発揮する関西の農林水産業・農山漁村」の4つの将来像の実現を目指し、構成団体及び関係機関と連携を図りながら、以下の重点方針に基づき取り組む。

〈重点方針〉

ア 地産地消運動の推進による域内消費拡大

「まず、地場産・府県産、なければエリア内産」を基本に、企業の社員食堂等や学校給食での利用、直売所の交流促進等に取り組み、域内の農林水産物の消費拡大を図る。

イ 食文化の海外発信による需要拡大

伝統ある関西の食文化を海外にPRすることで、それを支える関西の農林水産物の海外における需要拡大を図る。

ウ 国内外への農林水産物の販路拡大

広域ならではのスケールメリットを活かした効果的な情報発信により、国内外への販路拡大を図る。

エ 6次産業化や農商工連携の推進などによる競争力の強化

広域での農林水産業と異業種・異分野とのマッチング等により、府県域を越えた6次産業化や農商工連携を促進し、新たな商品開発や販路開拓を進めることで競争力の強化を図る。

オ 農林水産業を担う人材の育成・確保

後継者はもとより、都市住民等の新規参入、法人経営体への就業促進等、多様な就業者の育成と確保を図る。

カ 都市との交流による農山漁村の活性化と多面的機能の保全

地域の活性化と多面的機能の保全を図るため、情報発信やイベントの開催等を通じ、都市農村交流活動を促進する。

【構成団体が行う事務】

「関西広域農林水産業ビジョン」を共有し、広域連合の枠組みにおいて実施する事業に対し、その一員として取り組む。各地域の特徴や実情を踏まえたものについては、引き続き構成団体が実施する。

④ 広域医療

広域救急医療連携を推進するため、「ドクターヘリを活用した広域救急医療体制の充実」や、東日本大震災等の課題や異常気象（ゲリラ豪雨、暴風雪等）への対応を踏まえた「広域災害医療体制の充実・強化」に、広域防災分野や構成団体と連携して積極的に取り組んできており、今後、さらに推進を図る必要がある。

また、周産期医療や専門医療分野をはじめ、ICTを活用した次世代医療等、適切な医療を提供できる体制の確保がますます重要となる。

今後、引き続き、関西全体を「4次医療圏」と位置づけ、「安全・安心の医療圏“関西”」の実現を目指し、関西地域の資源を有機的に連携させることにより、府県域を越えた広域救急医療体制の充実、強化を図るため、「関西広域救急医療連携計画」を踏まえ、以下の重点方針に基づき取り組む。

〈重点方針〉

ア 広域救急医療体制の充実

ドクターヘリを活用した広域救急医療体制の充実・強化に向け、連合管内におけるドクタ

一へりの一体的な運航体制の充実や、搭乗医師をはじめとした救急医療人材の育成を図るとともに、周産期医療における連携体制の構築等、広域連携をさらに進める。

イ 災害時における広域医療体制の強化

南海トラフ地震をはじめとした大規模災害発生時に迅速かつ円滑な医療が提供できるよう、広域災害時におけるドクターヘリの効率的な運用、被災地医療を統括・調整する災害医療コーディネーターの更なる養成や資質の向上を図るとともに、広域防災分野と連携し、府県域を越えた広域による実践的な訓練の実施等により、災害医療体制の充実・強化を図る。

また、原子力災害医療における広域連携について、各府県放射線技師会との「放射線被ばく防止に関する包括協定」を踏まえ、引き続き広域防災分野と連携を図りながら検討を進める。

ウ 課題解決に向けた広域医療体制の構築

高度専門医療分野や薬物乱用防止対策、ICTを活用した次世代医療等の広域医療連携課題について、調査・研究及び広報を実施する。

【構成団体が行う事務】

「関西広域救急医療連携計画」を踏まえて、構成団体間での救急医療等を推進するとともに、府県域を越えた広域的な課題解決に向けた支援・協力を行う。

また、広域的なドクターヘリの運航体制の充実・強化に向け、基地病院や消防機関等、地元関係者の調整への支援・協力を行う。

さらに、災害医療コーディネーター養成研修を充実させるため、各構成団体において研修機会の確保及び内容の充実を図る。

⑤ 広域環境保全

地球環境問題は、防災、産業、農林水産といった広域連合が取り組む広域事務にとって、そのベースとなる極めて重要な取組である。

関西は、都市と農山漁村、自然が適度に分散し、生物多様性にも恵まれ、それぞれが比較的近接していることから、多様なライフスタイルを選択できるとともに、各々の個性や特性を活かしたより高度な社会システムを構築できる可能性を秘めている。

さらに、今や全国に広まった「関西夏のエコスタイル」をはじめとする地球温暖化対策、琵琶湖・淀川流域をはじめとした水資源の保全といった環境問題に積極的に取り組む地域であることも、関西が持つ強みである。

こうした中、地球温暖化をはじめとする環境分野における広域的課題に対応し、東日本大震災を教訓とした、持続可能な社会づくりが求められている。

こういった強みや教訓を活かし、「地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西」を目標に掲げ、「関西広域環境保全計画」を踏まえ、以下の重点方針に基づき取り組む。

〈重点方針〉

ア 再生可能エネルギーの拡大と低炭素社会づくりの推進

情報交換会等を開催し、導入促進に関する課題や情報等の共有を図るとともに、ポータルサイトを活用し、支援制度や先進事例等を統一的に発信することにより、構成団体での再生可能エネルギーの導入促進を後押しする。また、暮らしや産業活動の低炭素化や一層の省エネルギー化に係る啓発、電気自動車や燃料電池自動車といった次世代自動車の普及啓発等、広域的な取組を行うことにより、引き続き温室効果ガスの排出削減を図る。

イ 自然共生型社会づくりの推進

平成28年3月に策定した3箇所のモデル地域における事業実施計画に基づくニホンジカの試行的捕獲の実施を継続し、その結果の検証を踏まえ人材育成プログラムの改善見直しを実施する。「関西地域カワウ広域管理計画（第2次）」に基づく広域的な視点から、効果的な対策手法の検討、統一的な手法による生息動向の継続的な把握等を実施し、得られた情報を各関係機関が共有することによって、関西地域全体での効果的なカワウ対策につなげていく。

また、府県市域を越えた広域で生物多様性を保全し、豊かな生態系から得られる生態系サービスを維持・向上するため、「関西の活かしたい自然エリア」を普及啓発し、各主体による持続的な保全・活用を支援する。

ウ 循環型社会づくりの推進

構成団体においてマイバッグやマイボトルの持参運動等の廃棄物の発生抑制の啓発に統一的に取り組み、関西全体でごみを出さないライフスタイルへの転換を図るとともに、循環型社会実現に向けた取組の先進事例や課題を共有し、関西で統一的に実施する取組の検討を進める。

エ 環境人材育成の推進

幼児期の気づき・感動を大切にした環境学習の推進や、地域特性を活かした交流型環境学習等を通じ、自ら行動し、発信できる環境人材の育成を図る。

【構成団体が行う事務】

「関西広域環境保全計画」を踏まえ、広域連合が実施する温室効果ガスの排出削減や廃棄物の発生抑制に向けた啓発等の取組への支援・協力や、広域連合が方向性を示す野生鳥獣保護管理等に関して、農林水産業の振興施策と連携しつつ、構成団体の実情を踏まえた統一的な取組を推進する。

また、広域連合が実施する、自ら行動し発信できる環境人材育成等の推進に関して、構成団体が自ら率先して地域の実情に応じた取組を推進する。

⑥ 資格試験・免許等

調理師法に規定する調理師、製菓衛生師法に規定する製菓衛生師及び保健師助産師看護師法に規定する准看護師に係る試験及び免許に関する事務（養成施設及び准看護師養成所に係る事務を除く。）並びに調理師法に規定する調理師業務従事者届出に関する事務や資格試験事務の拡充に向けた取組について、以下の重点方針に基づき取り組む。

〈重点方針〉

ア 資格試験・免許等事務の着実な推進

平成25年度から広域連合で実施している調理師、製菓衛生師及び准看護師の資格試験・免許等事務について、引き続き安定的な運営を確保するとともに、資格試験・免許統合システムの処理能力の向上やセキュリティ対策の強化を図り、更なる効率化を進める。

イ 資格試験事務の拡充に向けた取組

医薬品販売に係る登録販売者試験、毒物劇物取扱者試験の実施について、構成団体等との調整を引き続き行い、平成31年度において広域連合による試験の実施を目指す。

【構成団体が行う事務】

調理師、製菓衛生師及び准看護師の試験、免許交付等を広域連合が実施するにあたり、試験委員への就任及び推薦、受験願書の配布及び広報等に関する支援並びに試験・免許事務に関する情報の共有を行う。

あわせて、新たな資格試験事務の拡充に向けた協議・調整等を行う。

⑦ 広域職員研修

広域連合における分権型社会の実現を推進するためには、職員が構成団体内にとどまらず、“関西”という幅広い視野で広域課題に取り組むことができる能力を身に付けることが重要である。また、広域連合の事業を円滑に行うためには職員間の相互理解と連帯感を深めるとともに、研修の合同実施による事業の効率化という視点も意識しながら事業実施を進めていく必要がある。

今後は、以下の重点方針に基づき、効果的・効率的な研修に取り組む。

〈重点方針〉

ア 幅広い視野を有する職員の養成及び業務執行能力の向上

政策立案研修については、関西における共通の政策課題等をテーマとした研修に加え、政策立案に向けて全国の先進的な取組事例等を学ぶ研修を新たに実施するとともに、各構成団体の主催する特色ある研修等に他団体職員が受講できる取組(団体連携型研修)においては、提供する研修メニューの多様化を図り、構成団体職員の資質及び能力の向上を推進する。

イ 構成団体間の相互理解及び人的ネットワークの活用

広範な人脈づくりが期待できる政策形成能力研修における合宿や団体連携型研修におけるグループワークを継続するとともに、これらの人的ネットワークを活用して広域連合における事業推進に繋げていく。

ウ 効率的な研修の促進

構成団体が共通して実施している専門能力を養成する研修やセミナーについては、インターネットによって複数会場で各構成団体の職員が一斉受講する取組(WE B型研修)を拡大していく。

【構成団体が行う事務】

広域連合が行う合同研修との機能分担を図り、独自の体系のもとでそれぞれ職員の研修を実施するとともに、職員を広域連合が実施する合同研修に参加させることにより、職員の能力の向上を図る。

また、広域連合が合同研修を実施する際には、広域連合及び構成団体間で役割分担をしつつ、支援を行う。

(3) 「関西創生戦略」の推進

「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年法律第136号)第9条第1項に基づき、構成団体が策定している計画との整合性を図りながら、広域連合と構成団体とが一丸となって、「関西創生戦略」を推進し、関西圏域の地方創生を展開していく。

事業の実施にあたっては、各分野事務局が中心となって取り組むが、広域連合の特性を活かし、官民連携、政策間連携、地域間連携による先駆的事业を推進する。

【参考：関西創生戦略（平成29年3月改訂版）における主な取組】

基本的方向① 国土の双眼構造を先導する取組の推進

- ・政府機関等の関西への移転を推進
- ・2025年国際博覧会の誘致支援 等

基本的方向② 日本の元気を先導する関西経済を創造

- ・関西のライフサイエンス産業のポテンシャル発信
- ・水素社会の実現に向けた取組の推進
- ・6次産業化や農商工連携の推進などによる競争力の強化
- ・都市との交流による農山漁村の活性化と多面的機能の保全
- ・関西健康・医療創生会議によるイノベーション創出・推進の検討
- ・女性の活躍する場の拡大に向けた取組の検討 等

基本的方向③ 「アジアの文化観光首都」の創造

- ・地域の魅力を活かす関西周遊環境整備事業の推進
- ・広域観光周遊ルート「美の伝説」等誘客促進事業の推進
- ・広域連携DMO「関西観光本部」の体制確立・機能強化
- ・東京オリンピック・パラリンピック等の開催に向けた関西文化の魅力発信
- ・「生涯スポーツ先進地域関西」の実現 等

基本的方向④ 防災・医療の充実による「安全・安心圏域」の創造

- ・防災庁（仮称）の設置に向けた提案等
- ・ドクターヘリによる広域救急医療体制の充実
- ・災害医療体制の強化 等

基本的方向⑤ 「環境先進地域」の創造（持続可能な社会の実現）

- ・地域特性を活かした交流型環境学習の推進
- ・再生可能エネルギーの導入促進 等

3 政策の企画調整等

(1) 基本的な考え方

関西全体として取り組むべき広域にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画及び調整に関する事務については、関西の共通利益の実現の観点から、広域連合委員会で合意形成を図った上で、積極的に取り組む。

(2) 継続的・計画的に対応する企画調整事務

地域の開発・振興にもつなげる広域交通インフラ整備や、広域的な流域管理等、継続的・計画的に取り組むべき企画調整事務について、引き続き対応していく。

① 広域インフラのあり方

関西大環状道路や放射状道路等の形成による関西都市圏の拡充、陸海空の玄関から3時間以内でアクセス可能な関西3時間圏域の実現、日本海国土軸及び太平洋新国土軸等の形成、地域を総合的に活用するための最低限のインフラ確保のため、高規格幹線道路等のミッシングリンクの早期解消へ向け、関西一丸となった取組を推進していく。

また、リニア中央新幹線の大阪までの早期開業や北陸新幹線の一日も早いフル規格での大阪

までの整備は、東京一極集中を是正し、国土の双眼構造への転換を図るためには極めて重要なインフラ整備であることから、引き続き、その実現を国等に働きかけていくとともに関西全体として取り組む。

さらに、四国新幹線や山陰新幹線、関西国際空港への高速アクセス等についても、北陸・関西・中京圏のアクセス確保等も考慮しながら関西全体の将来の広域交通網を描く中で、長期的な観点から取組を進めていくとともに、関西主要港湾については、引き続き、機能強化の観点から連携施策の方向性の検討を行っていく。

関西国際空港、大阪国際空港及び神戸空港それぞれの強みを活かした最適活用を目指すとともに、関西圏域の空港について、効率的な活用を図っていく。

② エネルギー政策の推進

関西における望ましいエネルギー社会の実現を目指し、関西圏における水素エネルギーの利活用の実用化に向けた広域的な取組の検討を行う。また、低廉で安全かつ安定した電力供給体制の構築、天然ガスパイプライン整備等のエネルギー政策の推進等について、国に対し適時・適切な提案等を行う。

③ 特区事業の展開

広域的な指定を受けた関西イノベーション国際戦略総合特区及び国家戦略特区を推進するとともに、指定区域における規制改革等の実現に向けた提案を行っていく。

④ イノベーションの推進

「関西健康・医療創生会議」の分科会の取組を踏まえて、今後の方向性を定め、産学官連携による少子高齢社会の健康長寿を達成する新たな産業の創造、安心で健康に生活できるまちづくりを目指す取組を促進する。

⑤ 琵琶湖・淀川流域対策

琵琶湖・淀川流域の抱える諸課題の解決に向け、政策決定に資する客観的根拠を準備するための基礎的調査を行うとともに、広域連合として優先的に取り組む課題を絞り込み、具体的な解決策の検討を進める。

なお、研究対象は琵琶湖・淀川流域とするが、管内の他流域でも参考となるよう留意して検討を行うこととする。

⑥ 「ワールドマスターズゲームズ2021関西」の開催支援

「ワールドマスターズゲームズ2021関西」は、スポーツツーリズムの推進や関西文化の世界に向けた発信等により、関西地域の活性化やその知名度向上が図られることから、大きな意義を有する大会である。

そのため、大会の成功に向け、広域連合として、スポーツツーリズムの推進や参加者等へのおもてなしとあわせ、海外からの参加者等のための防災・医療体制の構築、スポーツ関連産業の振興、必要となるインフラ整備に向けた国への要請等、必要となる支援を行う。

⑦ 2025国際博覧会の大阪への誘致

国際博覧会を関西で誘致することは、国土の双眼構造の構築の実現に寄与するものであり、関西の素晴らしさを世界の人々に理解してもらう絶好の機会となり、関西全域で新たな観光や産業のイノベーションが期待できるなど、大きな経済効果をもたらすとともに、関西の知名度向上にも大きく貢献する。

そのため、広域連合として、国際博覧会開催の意義に賛同するものであり、大阪府市や関西

経済界とともに、国際博覧会の誘致実現に向けた取組を積極的に行う。

(3) 新たな広域課題への対応

このほか、継続的・計画的に対応する必要が生じた新たな課題についても、政策の企画及び調整に関する事務として取り組む。

4 分権型社会の実現

(1) 基本的な考え方

政府機関等の移転に向けた取組等、国土の双眼構造の実現に向けた取組について、経済界をはじめ、各種団体と連携して積極的に進める。

関西としてのビジョンや方向性を示し、そのために必要な国出先機関をはじめとした国の事務・権限の移譲を求めていく一方、広域的な政策課題の解決に向け、広域連合の役割等を含めた広域行政のあり方の検討を行い、広域行政を担う責任主体としての広域連合の存在感等の更なる向上を図り、国からの事務・権限の受け皿たり得ることを示す。

これらの取組を通じ、中央集権体制と東京一極集中を是正し、個性豊かで活力に満ちた関西を実現するとともに、自ら政策の優先順位を決定・実行できる分権型社会の実現を目指していく。

(2) 「国土の双眼構造の実現」に向けた取組

① 政府機関等の移転

構成団体の移転実現に向けた取組について、国土の双眼構造の実現に加えて、地方創生の観点からも実効性のある取組となるよう支援するとともに、関西に移転したことによる機能向上が図られるよう、「政府機関等対策プロジェクトチーム」が中心となり、構成団体と連携して関西の特色を活かした施策を検討し、その実現を図る。

ア 「地域文化創生本部（仮称）」との連携及び文化庁の早期全面的移転の推進等

文化庁の京都への早期全面的移転を推進するため、オール関西で支援する。平成29年度は先行的に移転、設置される「地域文化創生本部（仮称）」と連携し、関西から文化の力で日本を元気にする取組を展開する。

また、文化庁の抜本的な組織改編の検討と並行して検討を進めることとされている（独）日本芸術文化振興会、（独）国立美術館、（独）国立文化財機構の移転についても、文化行政の関西からの発信のためには必要不可欠であることから、早急に移転を行うよう要請していく。

イ 消費者庁の全面的移転の推進等

消費者庁について、「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」を平成29年度に徳島県に設置し3年後を目途に検証、見直しを行うこととされており、その機能の一部移転にとどまることのないよう、各省庁が行う関係者とのネットワーク整備や、分析・研究、実証実験等のプロジェクトに協力し、全面的な移転実現に向け、オール関西で支援を行う。

その一環として、広域にわたる消費者被害事案に対応するため、構成団体内での被害事案の情報共有を図ることは、消費者行政先進地域“関西”をPRすることにもつながり、消費者庁移転に向けた機運醸成も図られることから、その取組を検討する。

また、徳島県での研修の実施や先駆的な商品テストのプロジェクトを実施することとされた（独）国民生活センターについても、研修への参加や大学、医療機関、研究施設等の活用等について、構成団体と連携しながら協力していく。

ウ 「統計データ利活用センター（仮称）」設置に向けた取組支援等

総務省統計局についても、「統計データ利活用センター（仮称）」を和歌山県に設置し、統計マイクロデータ提供等の業務を平成30年度から実施することとされていることから、その取組への支援を行う。

また、総務省統計局と密接に連携し一体的に具体的な取組を行う（独）統計センターについても、総務省統計局と同様、その取組を支援する。

エ その他の中央省庁の移転に向けた取組

関西において移転を求めた特許庁、中小企業庁及び観光庁の3省庁について、大阪府が要望している特許庁については、（独）工業所有権情報・研修館の「近畿統括拠点（仮称）」を設置することとされたほか、中小企業庁及び兵庫県が要望している観光庁については、地方支分部局等の体制整備を図ることとされた。今後は、まずはその取組が地方創生の趣旨に基づいて実現されること、将来的にはこれらの省庁の関西への移転について引き続き要望する。

あわせて、その他の省庁については、「政府関係機関移転基本方針」の決定により実施することとされた各省庁の地方移転に関する社会実験が未着手であることから、速やかな着手についても実現を目指す。

オ 研究機関・研修機関等の移転実現に向けた支援

全部移転または一部移転、共同研究等が決定している研究機関・研修機関等について、関係府県と連携し、その実現に向けた支援を実施していく。

〈政府関係機関移転基本方針（平成28年3月まち・ひと・しごと創生本部決定）〉

（独）国立環境研究所：湖沼環境研究分野の研究連携拠点の設置（滋賀県）

（独）情報通信研究機構：関西文化学術研究都市における共同研究の展開等（京都府）

（独）理化学研究所：関西文化学術研究都市における共同研究の展開等（京都府）

科学技術ハブ推進本部関西拠点の設置（兵庫県）

（独）医薬基盤・健康・栄養研究所：国立健康・栄養研究所の全部移転（大阪府）

（独）農業・食品産業技術総合研究機構：ナシ研究の連携拠点の設置（鳥取県）

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構：職業能力開発総合大学の調査・研究機能の一部移転（鳥取県）

② 「防災庁（仮称）」の設置に向けた提案等

防災から復興まで一連の災害対策を担う「防災庁（仮称）」の関西への設置について、引き続き提案等を進める。

③ 首都機能バックアップ拠点への位置づけ等

関西を首都機能のバックアップ拠点として位置づけること、人・企業・大学の地方分散の促進に向けた税制措置等の充実について、引き続き国等に対して要望する。

(3) 国出先機関の移管をはじめとした国の事務・権限の移譲等

① 国出先機関の地方移管

国の出先機関の‘丸ごと’移管をはじめ、更なる国出先機関の地方移管の実現に向け、構成団体等と連携した取組を進める。

あわせて、関係機関や住民の理解を得ることも必要であることから、広域連合へ国出先機関が移管された場合のメリットや海外事例等を収集し、発信していく。

② 国の事務・権限の移譲

引き続き、国が実施する地方分権改革に関する提案募集制度を活用し、府県域を越える行政課題に対応する広域連合に相応しい大括りの事務・権限の移譲を求めていく。

その際には、関西としての将来的なビジョンや方向性を示し、国との新たな関係性を構築するという観点から提案していく。

あわせて、国出先機関の地方移管や国の権限移譲の実現につながる他の有効な手段についても検討を行う。

③ 広域行政のあり方の検討

国からの事務・権限の移譲が進んでいない中で、「道州制のあり方研究会」の成果も踏まえ、海外の事例等も参照しながら、連合域内に存在する広域的な課題の解決に向け、広域連合の役割や執行体制を含めた広域行政のあり方を検討する。

これらにより、広域行政を担う責任主体としての広域連合の存在感・信頼感の更なる向上を図り、国からの事務・権限の受け皿たり得ることを示す。

5 今後の実施事務のあり方

資格試験・免許等事務について、事務の一元化による更なる事務処理の効率化を図るため、医薬品販売に係る登録販売者試験及び毒物劇物取扱者試験の平成31年度からの実施を目指す。

公設試験研究機関の更なる連携強化に向け、今後、現状の割増料金解消や研究成果の発表会、共同研究等の取組について継続するとともに、このような取組の各種公設試験研究機関への拡大等について、構成団体との調整を行いながら、検討を深めていく。

第5 関係団体等との連携・協働

1 基本方針

今後も引き続き、「広域連合が目指すべき関西の将来像」の実現を目指し、経済界や連携団体、国、市町村との連携・協働等を積極的に推進していく。

また、住民等に対し広域連合のメリットや、広域事務の情報発信等を積極的に行い住民理解の促進を目指すとともに、住民意見の広域連合の施策等への反映を図る。

2 官民連携の推進

(1) 基本的な考え方

広域連合はこれまで、「国土の双眼構造の実現」に向け、経済界と一体となった国等への要望活動や、観光分野における関西観光本部、健康・医療分野における関西健康・医療創生会議の設立等、官民連携のモデルとなるような先進的な取組を行ってきた。

今後も引き続き、関西地域の特色とも言える官民連携の取組を積極的に推進していく。

(2) 具体的な取組

① 官民連携による具体的な事業展開

今後も引き続き、経済界との定期的な意見交換会の開催を通じ、広域連合の取組への理解を進めるとともに、必要に応じて「官民連携組織」を設置し、官民が連携したオール関西の取組の着実な推進を図る。

② 「国土の双眼構造」の実現に向けた取組

文化庁の京都への全面的な移転をはじめとした政府機関等の移転については、「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について（平成28年9月1日まち・ひと・しごと創生本部決定）」に記載された具体的な取組の推進や、「防災庁（仮称）」の関西への設置に向けた提案等、

第4号議案

国土の双眼構造の実現に向けた取組について、引き続き経済界をはじめとした各種団体と一体となり、積極的に進める。

③ 関西への大規模イベント・国際会議等の誘致等

「ワールドマスターズゲームズ2021関西」の誘致実現等の実績を踏まえ、大規模イベント・国際会議等の開催にあたり、構成団体において誘致活動を行う場合には、当該団体の合意を得た上で、経済界をはじめとした各種団体と連携した支援活動を展開する。

「ワールドマスターズゲームズ2021関西」は、スポーツツーリズムによる関西地域の活性化等の契機ともなるため、経済界と一体となり、成功に向け支援を行う。

2025国際博覧会の大阪への誘致は、関西の素晴らしさを世界の人々に理解してもらう絶好の機会となり、関西全域に新たな観光や産業のイノベーションが期待できることから、経済界と一体となってその実現に取り組む。

④ 女性の活躍する場の拡大に向けた取組

経済界と共同して「女性の活躍推進会議（仮称）」を設置し、女性の活躍する場の拡大に向け具体的な検討を行う。

また、経済団体が実施している男性の意識改革を目的とした研修会や、女性ネットワーク構築を目的とした交流会等への構成団体職員の参加を促進する。

⑤ 民間の創意工夫・ノウハウ等の活用の検討

広域連合の今後の事業展開や分権型社会の実現のため、経済界と一体となり、民間資金や、その経営能力・技術的能力をはじめとした民間の創意工夫やノウハウ、経験等の活用について検討を進めていく。

⑥ 海外との交流促進に向けた取組

ビジネス環境における国際的な基準やトレンドへの対応、海外企業の関西進出及び高度人材受入の障壁緩和に向けた行政の取組、国際的なスポーツ大会の開催を通じた交流などについて、経済界と継続的に情報共有する場を設定し、官民連携により海外との交流を促進する。

また、在日米商工会議所（ACCJ）等の海外の経済団体との意見交換等を通じた外資系企業の関西での企業活動の更なる展開、海外の高度人材の集積を促進する。

3 住民等との連携

(1) 基本的な考え方

広域連合は、2,000万人を超える住民を擁する広域自治体であり、ドクターヘリによる広域救急医療体制の充実や准看護師や調理師等の資格試験・免許等事務等、住民と密接不可分な事務を実施するとともに、今後、「ワールドマスターズゲームズ2021関西」の開催支援や関西観光本部による取組等、住民と連携・協調が必要な事務の増加が想定される。

また、広域連合による取組では、単独の府県では実現困難な事業展開や広域課題の調整を迅速に実施できること、地域の実情やニーズを踏まえた事業実施が可能になること等、域内の住民にも多くのメリットがあるものと考えられる。

こうしたことから、広域連合の事業展開にあたっては、住民との連携・協調に積極的に取り組むことが必要になる。また、域内の住民に対し、広域連合のメリットや取り組んでいる様々な広域事務の情報発信を行い、住民理解を促進するとともに、住民意見を的確に反映していく必要がある。

(2) 具体的な取組

① 住民等への情報発信

住民が積極的に広域連合に関わる場面が少なく、住民の認知度が低い現状を踏まえ、住民にわかりやすい情報発信を行い、住民の理解促進を図る。

大規模イベントでの出展や出前講座、分かりやすいホームページ等により、資格試験、災害対応やドクターヘリの運航、観光・文化振興等、住民に身近な取組を中心に、構成団体とも連携しながら情報発信を行う。

情報発信にあたっては、広域連合設立5周年を機に、広域連合の知名度・イメージアップのため公募により決定した広域連合シンボルマークを活用する。

② 住民意見の反映

広域連合が取り組む基本的な施策や条例等の立案過程において、今後も引き続きパブリックコメントを実施するなど、構成団体内の住民意見の反映に努め、広域連合の政策形成過程における透明性、公正性の向上を図る。

③ 広域連合協議会による意見聴取

広域連合の事業は、住民や学識経験者等で構成する広域連合協議会（以下、「協議会」という。）からの意見等も踏まえ、取り組んでいる。

協議会の運営にあたっては、時宜に適したテーマ設定に努めるとともに、今後もより多様な住民意見を反映できるよう、「若者世代による意見交換会」を開催し、若年世代の意見の反映を目指すほか、女性委員の構成割合を高めるとともに、外国人の参画等も検討する。さらには、必要に応じ専門部会を設置し、意見を聴取する。

4 市町村との連携

(1) 基本的な考え方

広域連合の区域には、約240の市町村があるが、南海トラフ地震等の大規模広域災害を想定した広域連合、府県、市町村の具体的な対応のシナリオ化等、市町村と連携した事務を実施するほか、国から事務・権限の移譲を受けたり、新たな事務を実施する際には、市町村が実施する事務との調整が必要になる。

こうしたことから、住民に最も近い市町村ときめ細かに情報共有を図り、信頼関係を強化していくことが極めて重要である。

(2) 具体的な取組

今後も引き続き、市町村が関西全体で取り組むことが相応しいと考える課題や個別課題について議論するなど、運営方法に工夫を加えながら、「意見交換会」の定期的な開催等により、情報共有を図る。

5 連携団体との協働

広域連合の連携団体である福井県及び三重県とは、これまで災害時を想定した広域応援訓練への参加や「関西文化の日」への参加、「KANSAI国際観光YEAR」への協賛団体としての参加、軽装勤務を呼びかける「関西夏のエコスタイル」の実施等、ともに様々な取組を行ってきた。

今後とも連携団体との積極的な連携・協働を図っていくとともに、将来的な広域連合への加入を働きかけていく。

6 国との連携等

本計画で掲げた関西の将来像の実現を目指し、7つの広域事務並びに広域インフラ等の広域課題の推進や政府機関等の関西への移転、琵琶湖・淀川流域対策における課題解決に向けた連携、文化

第4号議案

庁移転を契機とした文化行政の展開等、各取組において、国と積極的に連携・協力しながら取り組んでいく。

7 外国・国際機関との連携

広域連合の取組を普及・啓発し、関西地域の国際的な存在感を高めるため、領事館、国連機関等の関西に所在する国際機関等との連携を推進する。

第6 広域計画の推進

1 行政評価

広域連合は、構成団体の長を担当委員として設置した広域連合委員会が、全委員の合意を原則とし、広域連合議会とともに、関西全体の広域行政を推進している。また、事務の遂行にあたっては、協議会からの意見等を踏まえ、取り組んでいる。

こうした体制を基本に、行政評価については、客観的な施策目標・指標のPDCAサイクルの強化を図り、より効果的・効率的な広域行政運営及び施策の企画立案に活用する。

また、広域計画等のフォローアップを行うため「関西創生会議（仮称）」を設置し、「広域連合が目指すべき将来像の実現」に向け、その達成状況について評価・検証等を行い、適切な推進を図る。

2 広報・広聴活動の充実

広域連合への住民理解の促進を図るため、広報活動を充実するとともに、住民意見の施策等への反映を図るため、構成団体とも連携して積極的に広聴に取り組む。

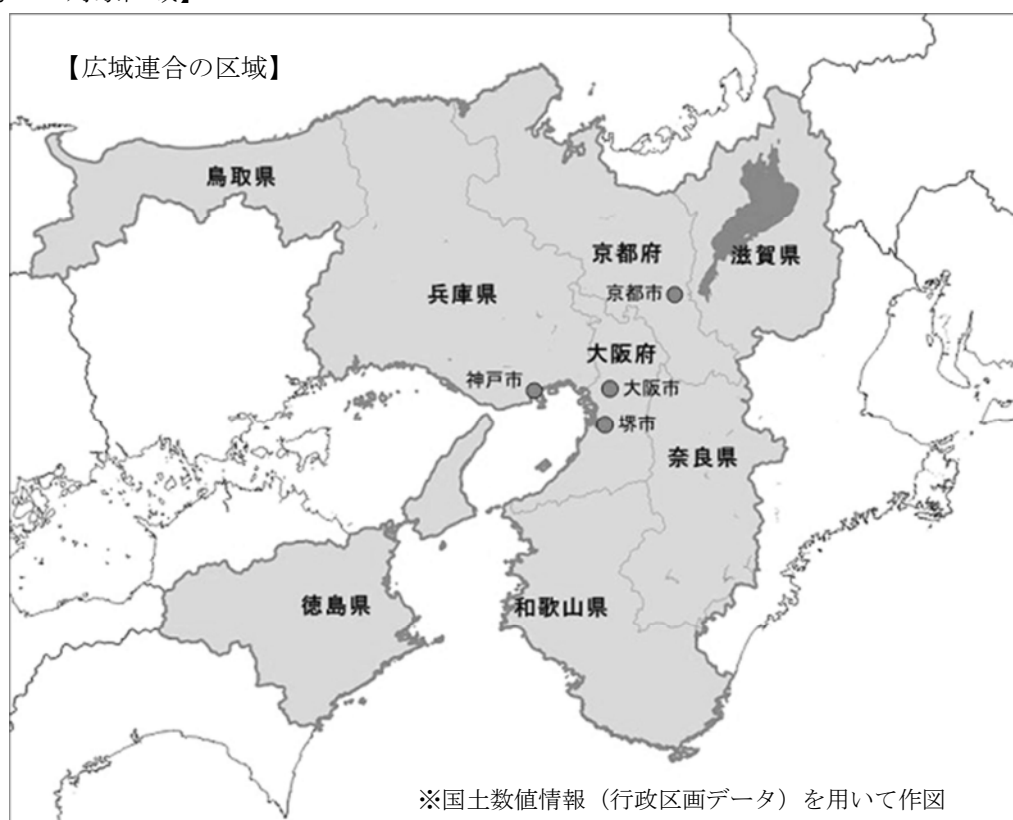
3 分野別計画の推進

さらには、広域計画と分野別計画の一体的推進に取り組み、分野別計画についても広域計画の3年ごとの見直しとあわせ、必要に応じて進捗状況の評価等を実施する。

4 連合委員の事務分担の見直し

必要に応じて連合委員の事務分担の見直し等を行う。

【参考1：対象区域】



[構成団体の状況]

地域	人口（万人）	面積（km ² ）	総生産（億円）
滋賀県	141	4,017	59,681
京都府	261	4,612	98,254
京都市	148	828	
大阪府	884	1,905	373,150
大阪市	269	225	
堺市	84	150	
兵庫県	553	8,401	192,325
神戸市	154	557	
奈良県	136	3,691	35,206
和歌山県	96	4,725	35,833
鳥取県	57	3,507	17,676
徳島県	76	4,147	29,371
合計	2,205	35,005	841,496

※1 四捨五入のため、合計値が合わない場合がある。

※2 構成指定都市の人口・面積・総生産は、構成府県の数値に含まれている。

（構成指定都市の数値は構成府県の内数）

（出典）平成27年国勢調査、平成27年全国都道府県面積調、

平成25年度県民経済計算

第4号議案

【参考2：構成団体分野別加入状況】

構成団体	分野別						
	広域防災	広域観光・文化・スポーツ振興	広域産業振興	広域医療	広域環境保全	資格試験・免許等	広域職員研修
滋賀県	○	○	○	○	○	○	○
京都府	○	○	○	○	○	○	○
大阪府	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	○	○	○	○	○	○	○
奈良県	○	○					
和歌山県	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県		○	○	○			
徳島県	○	○	○	○	○	○	○
京都市	○	○	○	○	○		○
大阪市	○	○	○	○	○		○
堺市	○	○	○	○	○		○
神戸市	○	○	○	○	○		○

※観光振興：通訳案内士登録事務等は、府県の事務であるため構成指定都市を除く

広域医療：救急医療用ヘリコプターに関する事務は、府県の事務であるため構成指定都市を除く

第5号議案

関西広域環境保全計画変更の件

関西広域環境保全計画の全部を次のとおり変更することについて、関西広域連合行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成24年関西広域連合条例第1号）第3条の規定により、議決を求める。

平成29年3月5日提出

関西広域連合長 井戸敏三

関西広域環境保全計画の全部を次のとおり変更する。

はじめに

1 計画策定の背景と目的（環境先進地域「関西」を目指して）

関西広域連合は、「関西から新時代をつくる」という志のもとに平成22年12月に設立した。

現在は2府6県4政令市で構成し、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全、資格試験・免許等、職員研修の7分野で広域的事務を実施しており、環境保全分野は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市で構成している（以下、「構成府縣市」という。）。
環境保全分野では、関西でのこれまでの取組の経験や蓄積を活かしながら、関西を環境先進地域とすることを目指して、平成24年3月に広域環境保全計画を策定し、取組分野を拡大しながら施策を実施してきた。

当該計画は平成24年度から28年度の間実施すべき施策の方向性を示しており、平成28年度末で計画期間が終了することから、必要な広域環境保全施策のさらなる推進が図れるよう、改めて環境分野での広域的課題を整理し、次計画期間の広域環境保全計画（以下、「本計画」という。）を策定する。

本計画では、構成府縣市の計画や目標等に制限を加えるものでなく、構成府縣市による環境保全施策と役割分担をし、関西広域連合として広域的に取り組むことが、住民生活の向上や効率的な執行につながる施策について定めるものである。

本計画では、構成府縣市の計画や目標等に制限を加えるものでなく、構成府縣市による環境保全施策と役割分担をし、関西広域連合として広域的に取り組むことが、住民生活の向上や効率的な執行につながる施策について定めるものである。

2 計画期間

計画期間は、平成42年（2030年）を見据える中で、法定計画である関西広域連合広域計画の期間を考慮して、平成29年度から平成31年度までの3年間とする。

社会経済情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

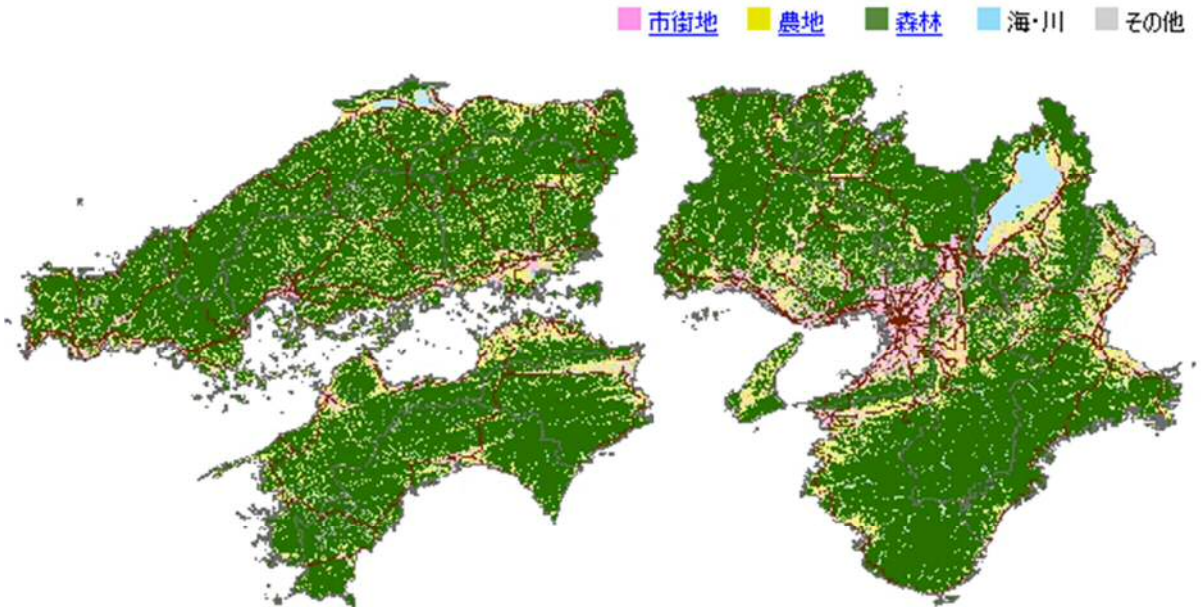
第1章 概況

1 関西の特性

関西地域は、北は日本海、南は太平洋に囲まれ、瀬戸内海や大阪湾、琵琶湖を有し、山地や平野が広がる豊かな自然と、都市・交通・産業の高密度の集積、固有の歴史・文化に裏打ちされた貴重な地域資源をもつ地方都市や農山漁村が存在する地域である。

(1) 地理的特性（都市と自然が近接）

関西地域は、平野、盆地、山地が海と内湾、河川、湖沼の間で細かく連続した地形構造として形成され、都市と農山漁村、自然が適度に分散している。また、それぞれが比較的接近していることなどから、都市と自然の魅力を同時に享受できる地域である。

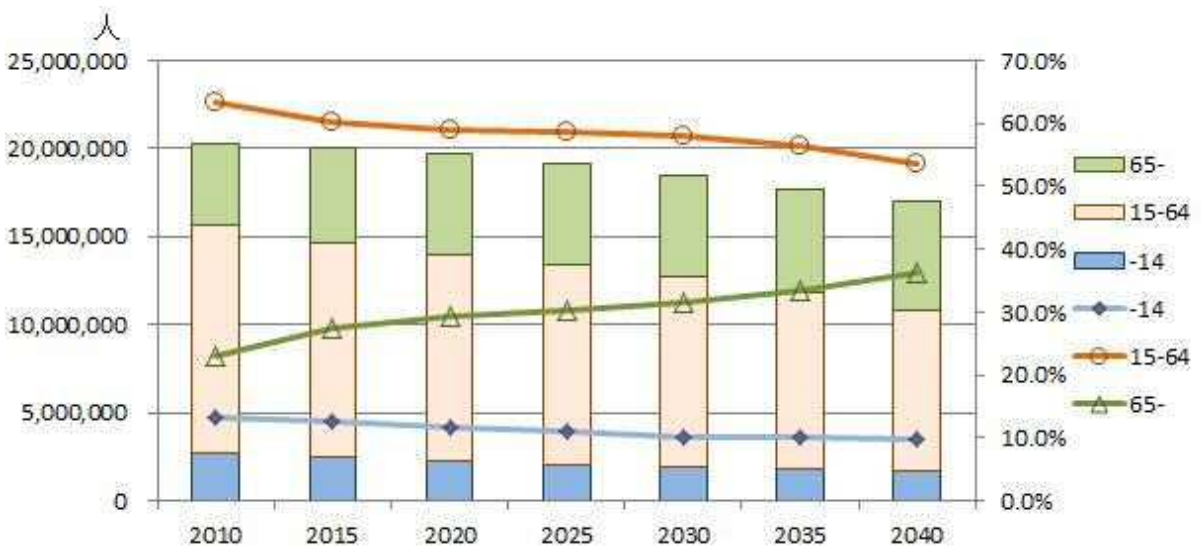


図表1-1. 土地利用状況（平成18年） 国土交通省ホームページより

(2) 人口分布（琵琶湖・淀川流域圏に約8割が生活）

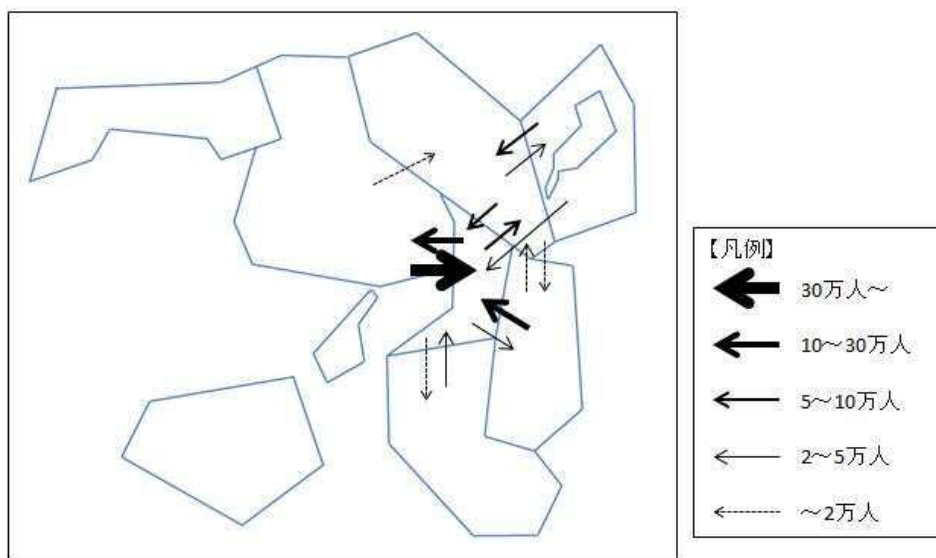
構成府県の人口は、2,012万人(平成27年国勢調査人口速報集計)であり、その約8割は、京阪神地域における中心的な流域である琵琶湖・淀川の流域圏に生活している。

今後、関西でも人口減少、高齢化が進み、15歳から64歳の人口は、平成52年には平成22年から29%減となると予測されている。



図表1-2. 構成府県市の人口推移予測（『日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）』より）

構成府県間を従業・通学で移動する人口は87万人あり、15歳以上人口の9%になる。



図表1-3. 府県を跨ぐ人の流れ（通勤・通学）イメージ

(3) 歴史・文化（多様で厚みをもつ歴史・文化と生物多様性との関わり）

関西地域は、古くから京都や奈良など各地に都が置かれ、長い年月をかけて多様な文化を創造・継承・蓄積してきたことから、世界文化遺産や国宝、重要文化財など多くの歴史・文化資産を有するだけでなく、多様性と厚みを兼ね備えた歴史・文化が根付いている。また、地域独特の文化や景観は、人の営みとともに培われてきた生物多様性と深く関連したのも多く、伝統的な人と自然との関わり方が受け継がれている。

(4) 産業・経済（環境関連産業が集積）

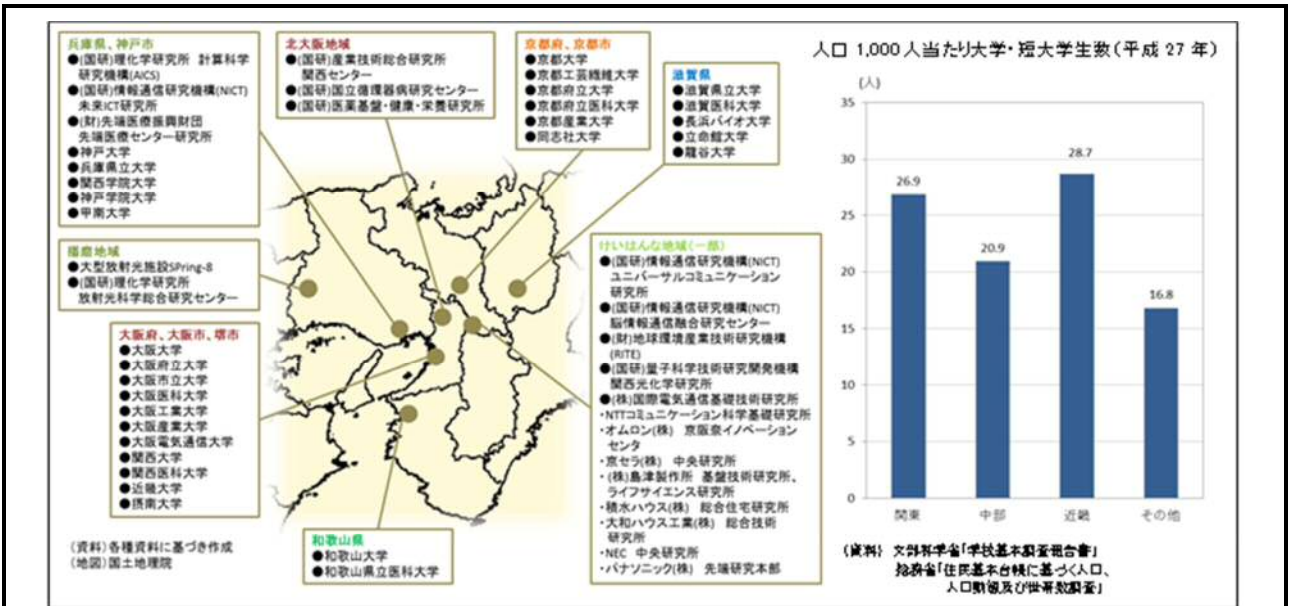
関西地域は、経済面においても古くから中心的役割を担い、我が国の発展を牽引してきた。「ものづくり」の分野では世界最先端の企業が立地し、環境・エネルギーなどの次世代のリーディング産業においても研究開発拠点が数多く集積している。

現在、太陽光や電池関連工場の集積が進んでおり、太陽電池やリチウムイオン電池では国内生産において高いシェアを占めている。また、近年注目されているLED（発光ダイオード）などの省エネ型照明や、安全・安心な飲料水を確保するための逆浸透膜や海水淡水化プラントのほか、排水処理、水質浄化技術、ポンプ、水槽などの分野でも、高い技術を有する企業が集積している。

(5) 知の集積（研究機関の集積、市民団体等による環境保全活動の先進地）

関西地域には、多くの大学や世界有数の研究機関が集積し、特色ある研究開発拠点が形成されており、産学官の連携による技術革新や地域の活性化が図られている。

また、人と自然との関わりが深い関西地域では、市民の環境保全に対する意識も高く、NPOや市民団体など様々な主体により環境保全活動が活発に行われていることから、地域の環境に関する基礎情報や保全活動に対するノウハウなどが充実するとともに、先進的な取組事例も多い。



図表1-4. 関西の研究機関の状況

2 環境に関する現状と課題

第1次広域環境保全計画の策定以降、東日本大震災後の電力需給問題を契機とした省エネルギーへの意識の高まりや、固定価格買取制度の導入等によって、低炭素なエネルギー源である、地域分散型の多様な再生可能エネルギーを導入する動きが加速するなど、社会情勢が大きく変化しており、関西の環境保全を進める上での状況にも変化が生じている。

これらの変化を踏まえて、今後の対応が求められる、関西における環境分野の広域的課題を整理する。

なお関西広域連合では、琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会等の報告がされ、引き続き議論することとなっているため、その動向を注視する。

(1) 地球温暖化

平成26年に公表されたIPCC第5次評価報告書では、改めて気候システムの温暖化は疑う余地が無いこと、工業化以前と比べて温暖化を2℃未満に抑制するためには、温室効果ガス排出量を2050年に40～70%削減(2010年比)するとともに、21世紀末までに排出をほぼゼロにする必要があること、適応と緩和が必要であることなどが示された。

2015年11月から12月にかけてパリで開催されたCOP21においては、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つことなどの目標を各国が共有するとともに、各国が決定する貢献に関する取組を実施することなどに合意した「パリ協定」が採択され、2016年11月4日に発効し、全ての国々が参加した地球温暖化対策の枠組みがスタートした。

日本においては、東日本大震災以降、発電量に占める火力発電の増加に伴い温室効果ガス排出量は増加しており、エネルギーミックスの議論を経て、「国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度比▲26.0%(2005年度比▲25.4%)の水準(約10億4,200万t-CO2)」を削減目標とされた。

	2030年度の各部門の 排出量の目安	2013年度 (2005年度)
エネルギー起源CO2	927	1,235(1,219)
産業部門	401	429(457)
業務その他部門	168	279(239)
家庭部門	122	201(180)
運輸部門	163	225(240)
エネルギー転換部門	73	101(104)

	2030年度
●最終エネルギー消費量 (省エネルギー対策量)	326百万kl 50百万kl
●総発電電力量	10,650億kWh程度
再生可能エネルギー	22%~24%程度
原子力	22%~20%程度
石炭	26%程度
LNG	27%程度
石油	3%程度
(再生可能エネルギーの内訳)	
太陽光	7.0%程度
風力	1.7%程度
地熱	1.0%~1.1%程度
水力	8.8%~9.2%程度
バイオマス	3.7%~4.6%程度

図表2-1. 「日本の約束草案」とエネルギー
ミックス

このような中、関西地域においても、今後の国際的な議論や国の対応を踏まえながら、中長期的な視点のもと、積極的・先駆的に温室効果ガス排出削減の取組を進めていく必要がある。

これまで関西広域連合では、第1次計画期間において、家庭部門に対し、夏冬のエコスタイルキャンペーンの関西での統一的な実施や地球温暖化防止活動推進員の合同研修会の開催など、構成府縣市と協調した普及啓発を進めてきた。また、産業部門、業務部門に対しては、エコオフィスを推進し、優良事例を表彰するなどに取り組んできた。

また、新たな施策の実験的取組として、自立的な運用を目指した関西独自のエコポイント事業やクレジットの広域活用の調査研究を行ってきた。

運輸部門に対しては、温室効果ガスの排出が少ない電気自動車等に関する啓発を行うとともに、充電施設に関して、充電マップを作成、情報発信を行ってきた。

加えて、平成26年度からは再生可能エネルギーの導入に関して、本部事務局に設置されたエネルギー検討会と連携して、関西広域連合で構築したエネルギーポータルサイトを通じて構成府縣市の施策情報などを発信してきた。

現在、関西地域での温室効果ガス排出状況は、2013年度には各府県ともおおむね1990年度程度の排出状況だが、部門ごとの状況は、家庭部門と業務部門ではいずれの府県でも1990年度から増加している。また、産業部門では排出量の減少が見られるものの依然として全体の半分を占めている。

単位: 万トン-CO2

	産業部門		運輸部門		家庭部門		業務部門		その他		計	
	1990年度	2013年度	1990年度	2013年度	1990年度	2013年度	1990年度	2013年度	1990年度	2013年度	1990年度	2013年度
滋賀県	656	634	290	263	126	216	106	210	166	99	1,346	1,422
京都府	530	401	346	297	269	391	220	326	112	189	1,477	1,594
大阪府	2,593	2,044	755	689	788	1,212	860	1,403	967	508	5,963	5,856
兵庫県	4,767	4,659	861	813	599	940	249	536	827	493	7,303	7,441
和歌山県	1,391	1,357	158	200	86	151	129	137	143	196	1,907	2,041
徳島県	315	290	134	136	75	158	85	185	85	111	694	880
合計	10,252	9,385	2,544	2,398	1,943	3,058	1,651	2,797	2,300	1,596	18,690	19,234
変化率(%)	—	91.5%	—	94.3%	—	157.4%	—	169.4%	—	69.4%	—	102.9%
参考												
全国	50,200	43,200	20,600	22,500	13,100	20,100	13,700	27,800	29,000	26,900	126,600	140,500
変化率(%)	—	86.1%	—	109.2%	—	153.4%	—	202.9%	—	92.8%	—	111.0%

※各府県において調査・公表された資料から一覽に整理したもの。
全国値は再計算後の数値とした。
「その他」は計から各部門の数値を差し引いた値とした。

図表2-2. 部門別温室効果ガス総排出

このような状況を踏まえた今後の広域的課題として、スケールメリットを活かした家庭、産業、業務の各部門への普及啓発、特に家庭と業務部門への取組が引き続き必要と考えられる。また、運輸部門に対して、引き続き電気自動車等の普及促進が必要と考えられる。

また、温室効果ガス排出量の削減に寄与する再生可能エネルギーについては、各府県市がそれぞれの地域特性に応じた施策を展開していることを踏まえつつ、率先して導入を促進していくことが求められる。

(2) 生物多様性

地球上に生息・生育する多種多様な野生動植物は、日光、大気、水、土壌とあいまって、私たちの生存の基盤となる生態系を構築し、私たちに生態系サービスという自然からの恵みを与えてくれている。

例えば、地球上の陸地の約3割を覆っている森林は、地中、地表面から林冠に至る階層性を持ち、光、温度の違いなどにより多様な環境を作り出し、様々な動植物の生存を可能にしている。また、水源かん養や土砂流出の防止、二酸化炭素の吸収作用、木材・燃料・医薬品素材といった資源の供給など、私たち人間にも様々な恩恵を与えている。

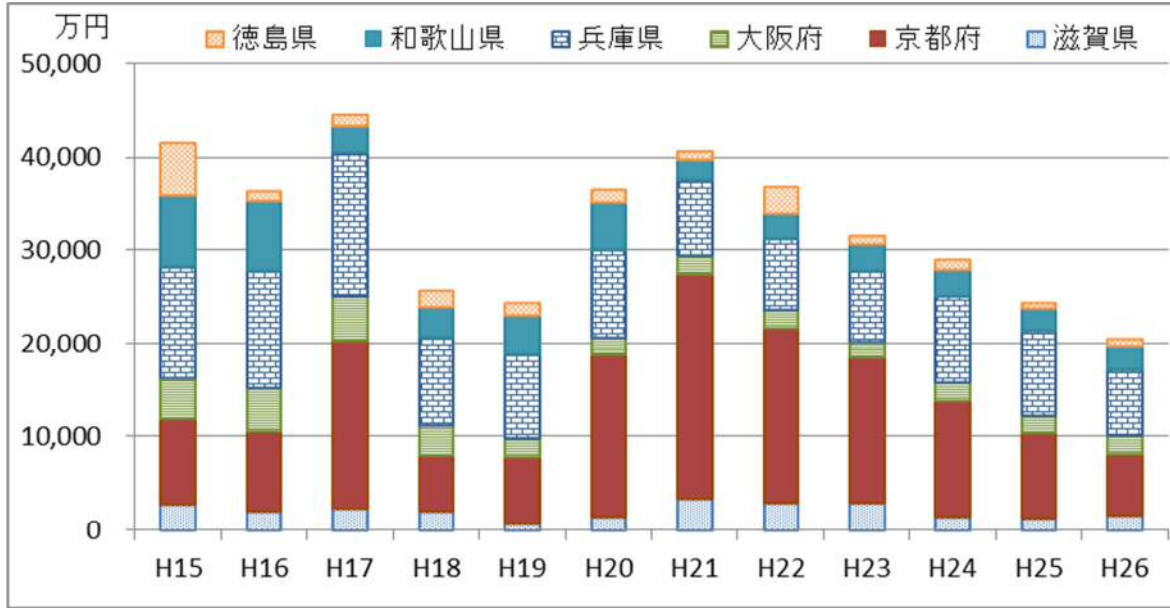
しかし、現在、熱帯雨林の大規模伐採など「人間活動や開発による危機」によって地球規模で生物多様性が急速に損なわれる一方で、我が国では、林業採算性の悪化などによる人工林の間伐の遅れや生活様式の変化などによる里地里山の利用減少といった「人間活動の縮小による危機」が深刻化しつつある。

また、アライグマやヌートリアなど外来種により在来の生物相と生態系を脅かす「人間に持ち込まれたものによる危機」も深刻な問題となっている。

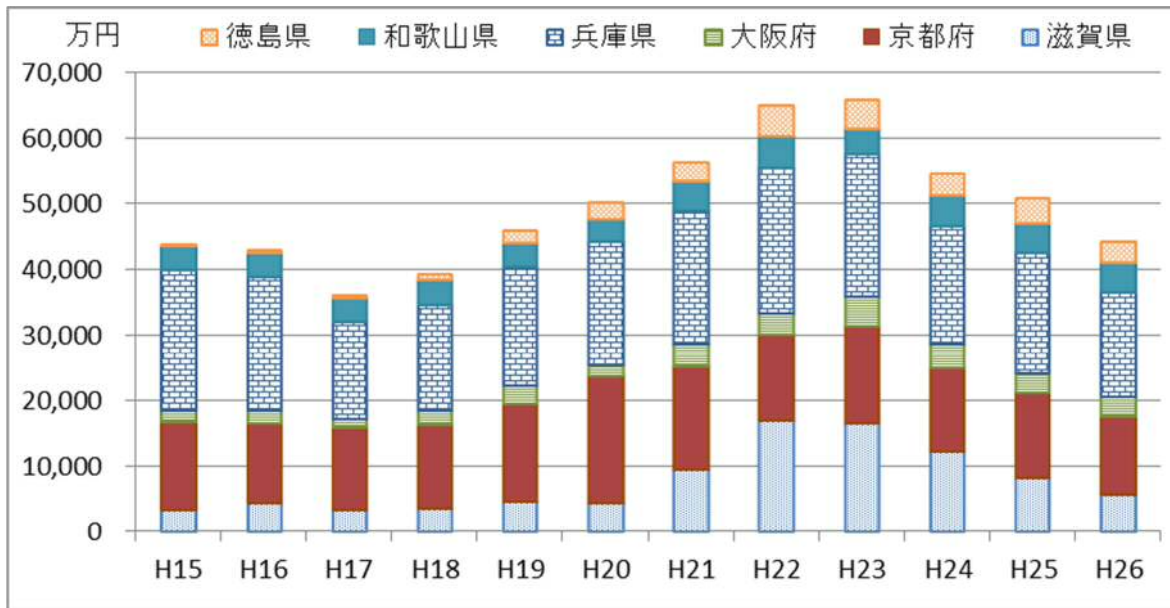
さらに、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書（2014年）によると、これら要因と気候変動が相互作用するほど、陸域及び淡水域両方の種の大部分が、増大する絶滅リスクに直面すると予測されている。

日本における自然との共生では、ニホンジカやイノシシ、カワウなど一部の野生鳥獣の個体数や分布域が著しく増加、拡大し、深刻な農林水産業被害や生態系への影響が発生している状況が続いており、順応的に鳥獣を管理していく必要が生じている。このため、国では平成26年5月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改正し、鳥獣の管理の側面が強化された。

また、「ニホンジカ、イノシシの生息数を平成35年度までに半減」や「被害を与えるカワウの個体数を平成35年度までに半減」などの捕獲目標が設定された。

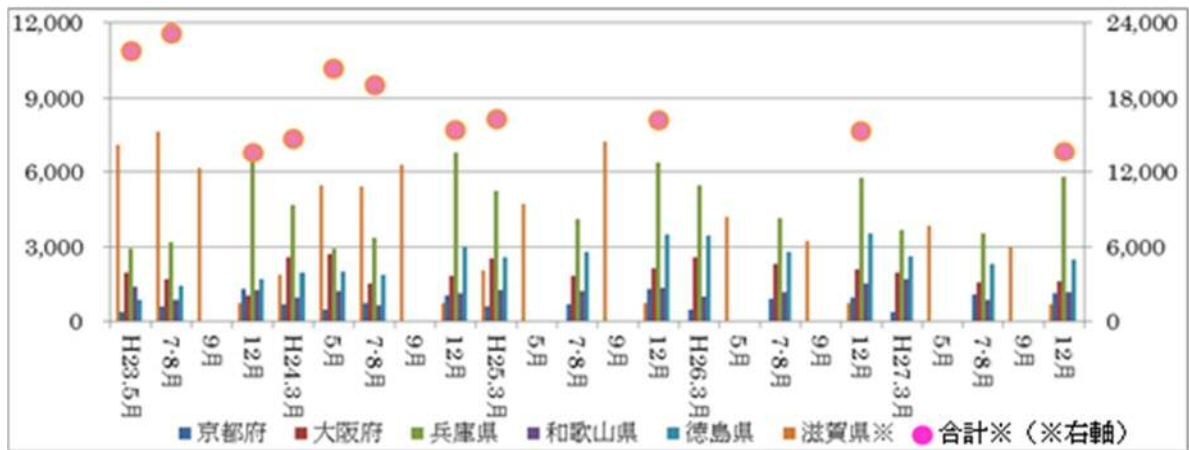


図表2-3. 鳥類による被害額（農林水産省取りまとめデータより作成）

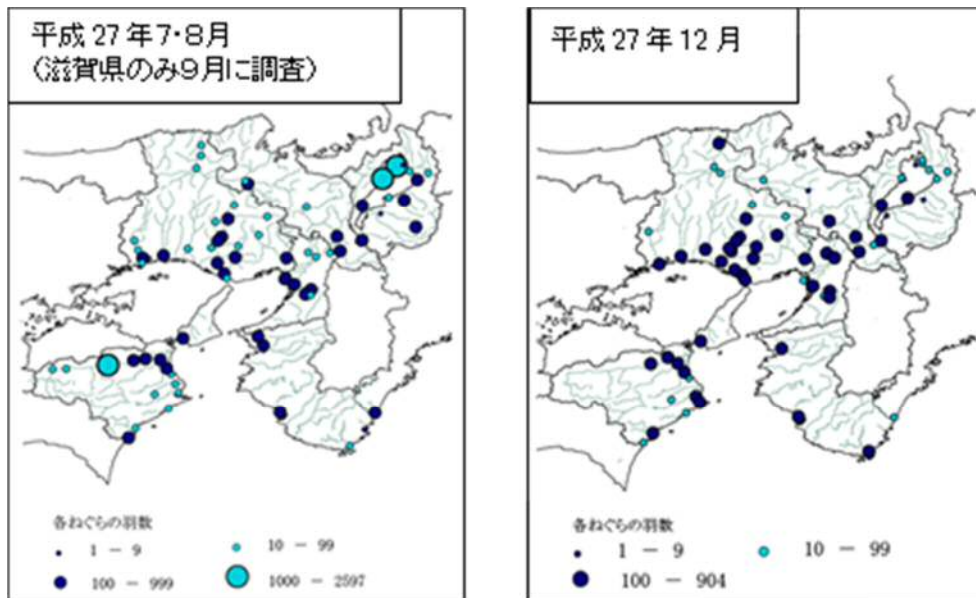


図表2-4. シカによる被害額（農林水産省取りまとめデータより作成）

関西広域連合では、平成25年3月に策定した「関西地域カワウ広域保護管理計画」に基づき、広域で移動するカワウの生息動向や被害防除に関する調査、情報のとりまとめ、およびカワウ対策検証事業等を行い、構成府県市とこれら取組の成果を広く共有することで、被害のある地域ごとに対策等に取り組める体制整備を支援し、関西地域全体でのカワウ被害の軽減を図ってきた。



図表2-5. 府県ごとのカワウ生息数の推移



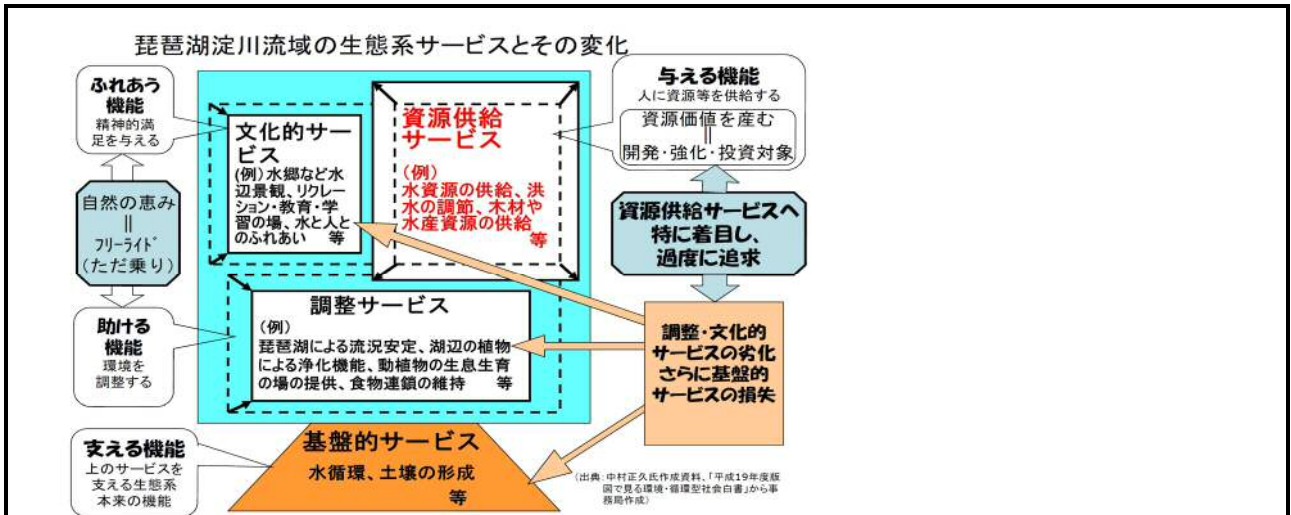
図表2-6. 圏内におけるカワウの分布（広域環境保全局で調査したデータのみ記載）

そして平成26年度からは、ニホンジカや外来獣等に対して、生態系などへの被害状況の把握や広域的な捕獲体制の検討、モデル地域での実践などにより、より効果的・効率的な被害対策、人材の育成を図ってきた。

しかしながら、鳥獣による大きな被害は依然として生じていることから、地域での効果的な鳥獣管理に向けて、被害等の継続的な状況把握や人材育成、新たな対策手法の情報収集などが引き続き重要である。

また、関西の特性である近接した都市と自然は、関西における地域独特の文化や景観を育み、人の営みとともにそれらは受け継がれてきた。しかし、地域固有の生物の減少などにより生物多様性の損失が進み、それに伴い地域色豊かな文化も失われつつある。

こうした生物多様性の損失を食い止め、多種多様な野生動植物の生息環境の確保や、地域独特の文化や景観の保全など、生態系サービスの維持・向上に努めることは、私たちが将来にわたって生存していくために必要不可欠なことである。



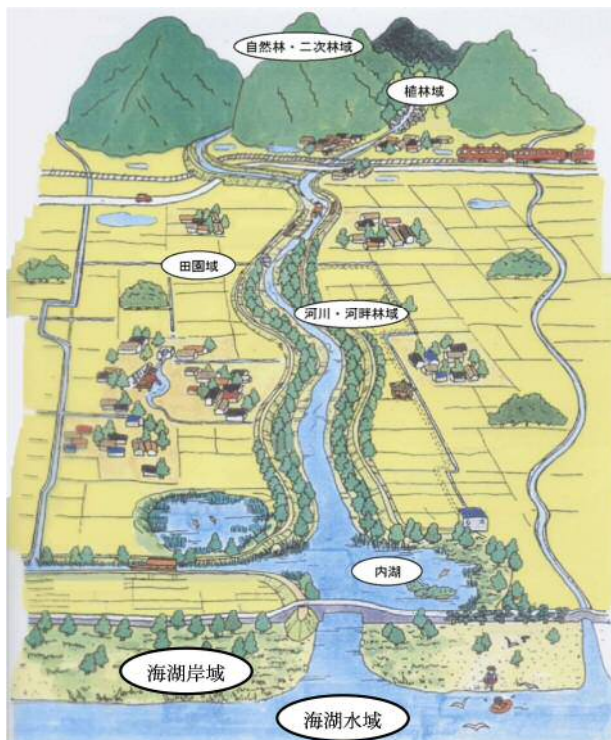
図表2-7. 生態系サービスとその変化

そのためには、森林、草原、農地、河川、湖沼、海などの環境要素それぞれを確実に保全するとともに、これらをネットワーク化することが求められている。

その際、河川は、上流部周辺の森林を集水域に持ち、山から平野を経由して海に流れ込み、そうして運ばれてきた栄養素を基に海域では藻場などの豊かな生態系が形成されている。

また、平野に広く存在する農地は、自然地域への人為的影響を抑えるバッファゾーンとしての役割や、雨水貯留能力、メダカやナマズなど多様な種の生息の場等、二次的な水域としての機能を持つ。

このような河川や農地を中心に、最上流部の森林から最下流部の海域までの様々な環境要素のつながりを、「流域」として一体的に捉えながら生物多様性の保全に取り組むことは、効果的な手法と考えられる。



図表2-8. 流域ネットワークのイメージ図

関西広域連合では、博物館ネットワーク等を活用した関西地域における生物多様性に関するデータベースの共有化を行い、森・川・海のつながりを重視し、府県域を越えた広域的な視点で、生物多様性の保全上重要な地域を、「関西の活かしたい自然エリア」に選定してきた。

今後は、関西地域の生態系サービスの維持・向上を図るために、「関西の活かしたい自然エリア」について、各地域における保全と活用の取組を推進する必要がある。

(3) 資源循環

持続可能な社会の構築を目指す上で、廃棄物等の発生抑制、資源の再使用、再生利用といった資源循環が欠かせない。

関西における一般廃棄物について、1人1日当たりのごみ排出量は事業系廃棄物が多いこともあり全国平均と比べて多く、またリサイクル率も全国平均を下回り、最終処分量も多い状況にあるなど、多くの課題がある。

構成府県別ごみ処理状況(平成26年度実績;カッコ内は対H21年度比) ※下段は対H21年度実績

地域	1人1日当たりごみ排出量			リサイクル率 (%)	1人1日当たり 最終処分量 (g/人日)
	(g/人日)	うち生活系 (g/人日)	うち事業系 (g/人日)		
滋賀県	851 (93%) 918	622 (91%) 682	229 (97%) 236	21.0 (1.5) 19.5	92 (86%) 107
京都府	905 (93%) 977	555 (97%) 573	350 (97%) 404	14.7 (1.8) 12.9	124 (96%) 144
大阪府	983 (88%) 1,117	585 (90%) 649	398 (85%) 468	13.7 (1.9) 11.8	121 (74%) 164
兵庫県	966 (93%) 1,043	653 (90%) 724	312 (98%) 318	16.8 (▲0.6) 17.4	120 (78%) 153
和歌山県	992 (97%) 1,025	722 (97%) 743	269 (95%) 282	13.5 (▲0.9) 14.4	133 (98%) 136
徳島県	968 (101%) 958	731 (99%) 741	237 (109%) 217	16.9 (▲0.4) 17.3	113 (99%) 115
関西平均	959 (91%) 1,053	615 (92%) 671	344 (90%) 393	15.2 (0.9) 14.3	119 (79%) 151
全国平均	947 (95%) 994	668 (94%) 709	279 (98%) 285	20.6 (0.1) 20.5	92 (84%) 109

※上段:平成26年度実績(カッコ内は対H21年度比(リサイクル率のみポイント増減)) 下段:H21年度実績
(環境省:一般廃棄物処理実態調査 平成26年度版データを基に作成) http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/stats.html

図表2-9. 構成府県別ごみ処理状況 (平成26年度実績)

こうしたことから、現状では廃棄物として処理されるものの中でも、資源として再使用、再生利用が可能なものがまだまだ存在すると考えられるところであり、それらを資源として循環できる仕組みづくりを構築していく必要がある。

また、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の168市町村から出る廃棄物の最終処分を行い、関西地域の廃棄物処理の主要な役割を担っている大阪湾広域臨海環境整備センターの現計画は、平成39年度の終了が予定されているが、ごみを出さないライフスタイルの定着などにより最終処分量を削減し、最終処分場を延命する必要がある。

産業廃棄物については、都市と山林等が隣接しているため地勢的に不法投棄が発生しやすい環境にある。そのため、不適正処理の未然防止や早期改善に向け、適切に対応していく必要がある。

関西広域連合では、循環型社会形成に向けたライフスタイルの転換に向けて、統一キャッチコピーおよびロゴマークによる府縣市と協調した啓発や、マイボトル持参運動やマイバッグ持参運動の推進など3Rの推進に向けた統一的な啓発を行い、廃棄物の発生抑制を図ってきた。

今後も関西全体でごみ減量化に向けての機運を盛り上げ、ごみを出さないライフスタイルへの転換を進める必要がある。



図表2-10. 循環型社会づくりシンボルロゴマーク

(4) 環境学習

持続可能な社会の実現に向けて、低炭素社会、自然共生型社会、循環型社会のいずれの側面も成立させることができるまちづくりが重要である。

また、関西の特性の一つである、生物多様性と深く関連した地域独特の文化や景観は、自然との共生を大切にする暮らしによって培われてきた。

今後、このような地域づくりから関西全体での持続可能な社会を実現していくためには、一人一人が自然と共生する暮らしなどを理解し、実践することが重要であり、このような実践ができる人を育てていくことが必要である。

構成府県市の教育現場において、社会教育から自然教育、温暖化についての教育にまで環境教育・環境学習が推進されていることを踏まえ、関西広域連合では、人格形成の基礎を担う幼児期を対象とした環境学習について、滋賀県が開発した幼児期における環境学習プログラムを参考に、広域連合内でモデル的な取組を実施し、広域内での波及を図ってきた。

今後も引き続き幼児期の環境学習プログラムの普及を図るとともに、各地の地域資源を活かした環境学習プログラムの広域での有効活用を進め、持続可能な社会づくりを支える人育てが必要である。

第2章 関西が目指すべき姿（2030年頃の姿）

関西は都市と農山漁村、自然が適度に分散し、しかも比較的隣接していることから、多様なライフスタイルを選択できるとともに、それぞれの個性を活かしたより高度な社会システムを構築できる可能性を秘めている。

こうした特性と高度に集積する環境関連産業のポテンシャルを基盤として、環境問題への対応を先導し、環境先進地域「関西」として、安心、安全、快適に生活できる持続可能な社会を構築していくこととする。

そこでこの計画では、およそ20年後となる2030年（平成42年度）を見据え、「地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西」を目標とする。

目標：「地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西」

－ 環境先進地域「関西」へのさらなる挑戦 －

また、この目標の具体的な姿を「将来像」として以下に示す。

《将来像》

■ 暮らしも産業も元気な低炭素社会

- ・ 省エネ機器や環境負荷の少ない交通システムなどが普及し、エネルギー消費量が少ないながらも、豊かさが実感できるライフスタイルが定着している。
- ・ 産業活動における低炭素化・省エネルギー化が進む中、環境関連産業などの成長により経済活動に活力がみられる。
- ・ 関西の有する先進的な技術の牽引もあり、高性能で魅力ある省エネ・創エネ・蓄エネ製品の開発・普及が進み、再生可能エネルギーの導入・利用が進むなど、温室効果ガスの排出の少ない暮らしや産業が定着し、関西が世界の低炭素社会のモデルとなっている。
- ・ 森林は、適切な間伐や植林の実施、針葉樹・広葉樹が混じった森づくりなどにより、二酸化炭素吸収源機能を十分発揮するとともに、カーボンニュートラルな資源として地域の木材が積極的に利用されている。

■ 生物多様性の恵みを身近に感じる自然共生型社会

- ・ 自然の恵みを享受し、豊かな地域文化の中で人と自然が共生している。
- ・ 生物多様性と深く関わってきた地域独特の文化や景観が、世代を越えて受け継がれている。
- ・ 最上流部の森林から最下流部の海域に至るまでの、森・川・海のつながりを重視し、府県市域を越えた広域で生物多様性が保全・確保されることで、生態系サービスが維持・向上され、関西全体の生態系が保全されている。

■ すべてのものを資源と考える循環型社会

- ・ ごみになるものを減らし“もの”を大切に長く使う生活スタイルが定着している。
- ・ 不用となった“もの”は、資源として循環的に利用されることが定着し、効率的な資源循環が進んでいる。
- ・ リサイクルに関する新技術の開発や、事業者等の意識の向上により、リサイクル率が向上している。
- ・ 有用な有機性廃棄物が飼料や肥料として利用されるなど、都市部と農村部での循環の輪が築かれている。
- ・ リサイクルなど処分の過程においても、さらに資源の回収が進み、エネルギーとしても利活用されている。

■ 安全・安心で歴史と文化の魅力あるまち

- ・ 人間や動植物が生存していくための基盤となる水・土壌・大気環境が良好な状態で維持されており、快適で安全・安心な暮らしが確保されている。
- ・ 人と自然との関わりにより培われてきた地域独特の文化や景観など、多様で厚みのある歴史・文化資源を活かした魅力あるまちづくりが進んでいる。

- ・ 太陽光など再生可能エネルギーの積極的活用や、水辺空間の創出、風の道の形成など、環境に配慮したまちづくりが進んでいる。
- 持続可能な社会を担う人材の宝庫
 - ・ 府県市民、市民団体や地域組織などの市民セクター、企業やその他事業体等の企業セクター、集積が進む大学や研究機関等の知のセクター、行政等が連携して行う環境学習や環境保全活動が活発に行われ、お互いが情報共有しあえる場が形成されている。
 - ・ 豊富な地域資源や先進的な環境保全活動等の蓄積を関西全体で共有・活用する環境学習により、地域レベルから地球レベルまで幅広い視点で環境先進地域「関西」づくりを担う人材が育っている。
 - ・ 持続可能な社会を目指し、大人から子どもまですべての世代が、様々な形で環境学習や環境保全活動に参画している。

第3章 施策の展開

目標である「地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西」に向け、関西が一丸となって取り組むものとする。

なお、関西広域連合としては、広域的に取り組むことにより住民生活の向上が期待できる施策について、次の3つの視点で展開することとする。

視点1 スケールメリットを活かす

関西広域連合が実施することで、府県市による個別実施よりも効果的、効率的に実施することができる。

例えば、府県域を越えて移動するカワウの生息動向・被害状況調査については、各府県市よりも関西広域連合で実施する方が、効率的に行うことができる。

視点2 方向性の提示

府県市が各々の実情を踏まえて行う取組に対し、関西広域連合が方向性を提示することで、それらの取組に統一感が生まれ、効果をより高めることができる。

例えば、「関西エコスタイル」の啓発活動に用いるポスターを全構成府県市統一のデザインにすれば、人々が目にする機会をより多くすることができる。

視点3 優良事例の波及

構成府県市の優良事例を、関西広域連合が各構成府県市に波及させることで、関西全体の底上げを図ることができる。

例えば、幼児への環境学習の推進については、そのノウハウの蓄積が充分でない地域もあるが、関西広域連合と構成府県市が協力して優良事例のモデル実施を行うことにより、ノウハウを共有することができる。

3つの視点を前提として、第2章「関西が目指すべき姿」に示した5つの将来像を実現する上で解決すべき広域環境の課題に対し、計画期間（3年間）に取り組む施策を記載する。

なお、将来像のうち「安全・安心で歴史と文化の魅力あるまち」に向けた広域的な取組は、「低炭素社会づくり」、「自然共生型社会づくり」、「循環型社会づくり」および「人育て」の中で効果的に取り組めることを踏まえて、これら4つの分野を施策展開の柱とする。

第5号議案

また、一部の施策および関連する構成府県市の施策においては、数値目標を定めて事業を推進しているところであり、関西広域連合と構成府県市にて役割を分担しつつ、相乗的な効果が発揮できるよう協力を行い、施策を展開する。

(1) 低炭素社会づくり（地球温暖化対策）

○ 住民・事業者への啓発推進

- ・ 関西エコスタイルによる省エネ・節電の展開などスケールメリットを活かす啓発取組や、温暖化防止活動推進員の合同研修など各構成府県市を支援しながら優良事例を関西広域連合全体に波及させる取組を進める。
- ・ 温暖化対策に係る取組事例を活かすため、関係機関と連携を図るとともに各構成府県市での取組の情報共有を進める。
- ・ 関西エコオフィス運動による省エネ・節電の展開やカーボンオフセットなど国の既存制度の活用の広報などスケールメリットを活かす啓発取組を進める。

○ 次世代自動車普及に向けた啓発

- ・ EV・PHVの充電器や次世代エネルギーといわれる水素で走行するFCVの水素ステーションの位置情報の広報、その他次世代自動車の普及に係る啓発に取り組む。

○ 再生可能エネルギーの導入促進

- ・ 再生可能エネルギーの導入促進に関する構成府県市や全国の施策、先進事例等の情報交換を行うとともに、小水力やバイオマスなど地域の未利用資源を活用した再生可能エネルギー導入の担い手となる人材を育成する。
- ・ ポータルサイトを活用し、構成府県市で実施している再生可能エネルギーの導入促進に関する支援制度や先進事例等の情報を発信する。

(2) 自然共生型社会づくり（生態系保全）

○ 関西地域カワウ広域管理計画の推進

- ・ 構成府県市による鳥獣被害対策との役割分担のもと、捕獲手法の開発検討や専門家派遣などのカワウ対策の取組を実施し、対策効果の評価、改善に資する生息動向や被害状況を継続調査することで、構成府県市と連携した一層の捕獲を推進する。
- ・ 被害状況や被害地の特性に応じた標準的な対策フローを示しながら、構成府県市が被害のある地域ごとに対策に取り組む実施体制の整備等を支援する。

○ 広域連携による鳥獣被害対策の推進

- ・ 構成府県市による鳥獣被害対策との役割分担のもと、専門的知識を持ち関係者をコーディネートしながらニホンジカの対策を行える人材の育成や試行的な捕獲の取組を進める。
- ・ 外来獣等の生息・被害状況を把握することで構成府県市による一層の捕獲を促進するとともに、地域ごとに被害対策に取り組む実施体制の整備等を支援する。

○ 生物多様性の保全と活用の取組推進

- ・ 自然エリア内の各地域での保全・活用の取組を推進する構成府県市に対し、保全・活用のモデル事業を実施する。
- ・ 自然エリアの保全と活用に向けた普及啓発事業を行う構成府県市の支援として、博物館ネットワーク等が主体的に参加して、自然エリアの情報の更新を行うとともに、情報活用のための研修会等を実施する。

(3) 循環型社会づくり（資源循環の推進）

- 3R等の統一取組の展開
 - ・ 廃棄物の発生抑制に関する啓発を実施する構成府県市に対して、広域での統一的な展開に向けて、広域連合で作成した啓発ツール（統一キャッチコピー・ロゴマーク、マイボトルスポットMAP、マイバッグ持参運動啓発動画等）の更新、保守、提供を行う。
 - ・ 構成府県市における循環型社会の実現に向けた施策等に関する情報交換等を行い、先進事例や課題を共有するとともに、広域で統一的に実施する取組の検討を行う。

(4) 持続可能な社会を担う人育て（環境学習の推進）

- 人材育成施策の広域展開
 - ・ 環境学習は幼児期からの取組が重要であることから、滋賀県が先行実施している幼児期環境学習事業をモデルに、構成府県市と協力して幼稚園や保育所等の保育者を対象とした幼児期の環境学習の研修会等を実施することにより、関西広域連合全体で幼児期環境学習を実施するためのノウハウを共有する。
 - ・ 地域特性を活かした交流型環境学習プログラムなどを、構成府県市から参加者を募集して実施することで、関西広域連合全体で当該地域の環境や課題等への理解醸成を図るとともに、環境学習を広域で実施する際のノウハウを共有する。

第4章 計画の進行管理等

本計画の柔軟かつ適切な推進を図るため、「PDCA型行政運営システム（計画(PLAN)－実施(DO)－評価(CHECK)－反映・見直し(ACTION)）」によって進行管理を行い、計画の継続的改善を図る。

計画の継続的改善とあわせて、国の権限委譲を含めて施策展開の継続的な検討を行う。

(1) 効率的な計画の進行管理

- ・ 関西広域連合広域環境保全局において、毎年度、計画に基づき実施される事業について、府県市事業との連携・役割分担の状況も踏まえながら実施状況を把握し、取組実績のとりまとめを行う。
- ・ とりまとめた取組実績を踏まえて、施策推進上の目標に対する事業の達成状況および効果について、必要性、効率性、有効性などの観点から評価を実施する。
- ・ 目標に対する評価の作成に当たり、外部有識者等で構成する「広域環境保全局 有識者会議」を設置し、事業の進捗状況への評価、および次年度以降の事業展開に関して、専門的な観点からの助言を得ることとする。
- ・ 事業の評価結果については、広域連合ホームページ等を活用して公表するとともに、住民等からの意見を募集して施策の構築等に活用する。
- ・ 関西が目指すべき姿のうち、本計画期間での対応が困難なものに対しては、有識者を交えた優良事例の調査研究や、取組の戦略を議論するなどにより、継続して新たな施策を検討することにより、計画のさらなる推進を図る。

(2) 環境分野における国の権限移譲等

- ・ 関西広域連合が国の出先機関の事務・権限の受皿となるため、国による地方分権の動向も踏まえながら、国出先機関（環境分野では、地方環境事務所）の丸ごと移管の旗は降ろさず、広域環境の課題解決の視点から現実的な事務・権限の移譲を検討し、国の出先機関の事務・権限が移譲された場合には、施策展開の見直しを行う。

第6号議案

関西広域連合公平委員会に係る事務委託の廃止の件

関西広域連合と和歌山県との間の公平委員会に係る事務委託に関する規約（平成27年関西広域連合告示第3号）を平成29年3月31日をもって廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議決を求める。

平成29年3月5日提出

関西広域連合長 井戸敏三

第7号議案

関西広域連合公平委員会に係る事務委託の件

関西広域連合の公平委員会の事務の委託について、次のように規約を定める協議をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議決を求める。

平成29年3月5日提出

関西広域連合長 井戸敏三

関西広域連合告示第 号

関西広域連合と鳥取県との間の公平委員会に係る事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、関西広域連合（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理するために要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

